

第3期



士別市子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



士別市

は じ め に

令和5年4月、国は、深刻な少子高齢化の加速、子どもの貧困、いじめや虐待、子育ての負担など幅広い問題に対応するため、行政事務の一元化を目的に「子ども家庭庁」を創設しました。子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で社会全体の意識改革を進め「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととしています。

本市では、令和2年度を始期とする「第2期士別市子ども・子育て支援事業計画」の着実な実行によって、児童福祉施設や各種事業の活用により、多様な保育サービスを確保するとともに、障がいのある子どもへの支援など、多様化・複雑化する世帯の状況に合わせた支援に努め、すべての子どもたちが安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めてまいりました。

また、令和4年度からは、「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援交付金」の経済的支援を一体的に実施したことに加え、令和6年度には行政が一体的に相談支援を行うため「士別市こども家庭センター」を設置し、出産前から子育て期まで、切れ目ない支援体制の構築に努めてきたところです。

こうしたなか、第2期計画が令和6年度をもって期間が満了することから、子どもの健全育成や子育て支援体制の更なる充実を図るため、新たに今後5カ年を計画期間とする「第3期士別市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、基本理念の「共に支え合う地域の子 子どもいきいき まちいきいき ふれあいのまち」のもと、保育サービスの充実や児童虐待防止対策を推進するため、保育士確保策や支援が必要な家庭への相談体制の充実を図るもので、市民や教育機関・子育て支援団体の皆さんとの連携により推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたりご尽力を賜りました「士別市子ども・子育て会議委員」のほか、アンケート調査などを通じて貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様から心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年3月

士別市長 **渡辺英次**



目次

第1章 計画策定と推進にあたって.....	1
1 はじめに.....	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	3
1-4 計画の策定体制.....	3
1-5 計画の推進体制.....	4
1-6 進捗状況の管理.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 土別市の人口・世帯.....	5
1-1 人口の状況.....	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 出生等の状況.....	6
(3) 将来の人口推計.....	7
1-2 世帯の状況.....	8
(1) 世帯の状況.....	8
(2) 未婚の状況.....	9
1-3 就労状況.....	10
2 土別市における保育サービス等の利用の現況.....	11
(1) 保育所・幼稚園.....	11
(2) 放課後等デイサービス.....	12
(3) 放課後児童クラブ.....	13
3 第2期計画の取り組み状況.....	14
3-1 幼児期の教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	14
(1) 教育・保育給付.....	14
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	15
3-2 第2期計画の評価と課題.....	20
4 子ども・子育て支援に関するアンケート調査からみえる課題.....	23
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	28
1 基本理念.....	28
1-1 計画の基本的な考え方.....	28
1-2 基本目標.....	28
2 施策の体系.....	30
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	31

1	地域における子育て家庭への支援.....	31
1-1	保育サービスの充実.....	31
1-2	就学児童の居場所づくり.....	32
1-3	行政と市民による子育て支援の充実.....	33
1-4	子育て交流の場づくり.....	33
1-5	幼児教育の充実.....	34
1-6	経済的支援の充実.....	35
1-7	家庭と関係機関の連携.....	36
1-8	子育てに関する情報発信の充実.....	36
2	世帯の状況に合わせた支援.....	37
2-1	児童虐待防止対策の推進.....	37
2-2	ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	38
2-3	障がい児支援施策の充実.....	39
2-4	いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実.....	40
2-5	子どもの貧困対策の推進.....	41
3	職業生活と家庭生活との調和の支援.....	42
3-1	「仕事と育児の両立」についての普及啓発.....	42
4	親と子どもの健康の確保・増進.....	43
4-1	子どもや母親の健康の確保.....	43
4-2	食育の推進.....	44
4-3	歯科保健対策の充実.....	45
4-4	母子保健医療の確保.....	46
5	一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進.....	47
5-1	子どもの権利の推進.....	47
5-2	子どもの生きる力の育成.....	47
5-3	家庭や地域の教育力の向上.....	48
6	安心して子育てできる環境づくり.....	49
6-1	安心して、遊び、生活することができる環境づくり.....	49
6-2	子どもの交通安全の確保.....	49
6-3	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	49
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定.....		51
1	子ども・子育て支援新制度の概要.....	51
(1)	子ども・子育て関連3法.....	51
(2)	新制度の目的と主な内容.....	51
2	教育・保育提供区域の設定.....	52
(1)	教育・保育提供区域とは.....	52
(2)	区域設定.....	52
3	幼児期の教育・保育に関する量の見込み・確保方策.....	53
3-1	教育・保育の量の見込み.....	53
(1)	児童人口の推計.....	53

(2) 保育の必要性の認定（支給認定）について.....	53
(3) 量の見込みと確保方策.....	54
3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策.....	56
3-3 乳児等通園支援の量の見込み・確保方策.....	63
3-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進方策.....	64
3-5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	64
3-6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して北海道が行う子ども に関する施策との連携.....	64
3-7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環 境の整備に関する施策との連携.....	64
資 料 編.....	65
資料1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果の概要.....	65
資料2 士別市子ども・子育て会議条例.....	82
資料3 士別市子ども・子育て会議委員名簿.....	84

第1章 計画策定と推進にあたって

1 はじめに

1-1 計画策定の趣旨

わが国では、少子・高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの問題が深刻さを増し、社会経済へも影響を与えています。

このような社会情勢のなか、核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境の大きな変化によって、家庭における子育てへの負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、令和5年4月にこども家庭庁を発足し、同時にこども基本法を施行しました。法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することとされています。

本市では、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、令和2年3月に「第2期土別市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、保育の質の向上をはじめ、一時保育等の子育て支援策の強化、放課後児童対策等の子どもの居場所づくりの推進などに取り組んできました。今後も、市を取り巻く環境が大きく変化する状況においても、「子どもがいきいきと育つことのできる、子どもにやさしいまちづくり」を実現していくことが重要です。

本計画は、第2期計画の評価・検証に加え、令和5（2023）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の需要を把握し、提供体制の確保の内容及びその時期等を定めることで、教育・保育事業に対するニーズに responding していくため、さらなる教育・保育環境や子育て支援体制の充実を図ることを指針とするものです。

1-2 計画の位置づけ

●計画の法的根拠

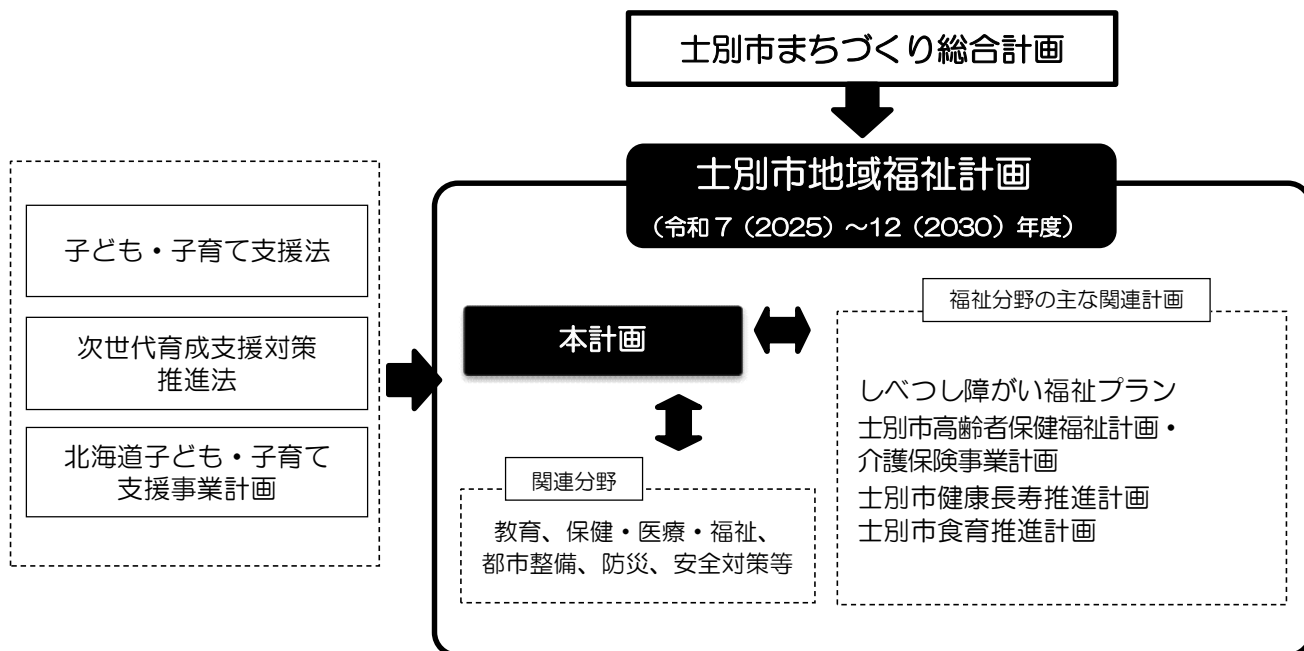
本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める基本指針に即して策定します。

また、次世代育成支援対策推進法の改定により、法律の有効期限が延長されたことを受け、同法8条の規定に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」にも位置づけ一体的に策定します。

●本計画の位置づけ

本計画は、士別市まちづくり総合計画を上位計画とした「士別市地域福祉計画」の分野別個別計画としての位置づけとともに、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法律、北海道子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画との整合と連動のもとに推進する計画です。

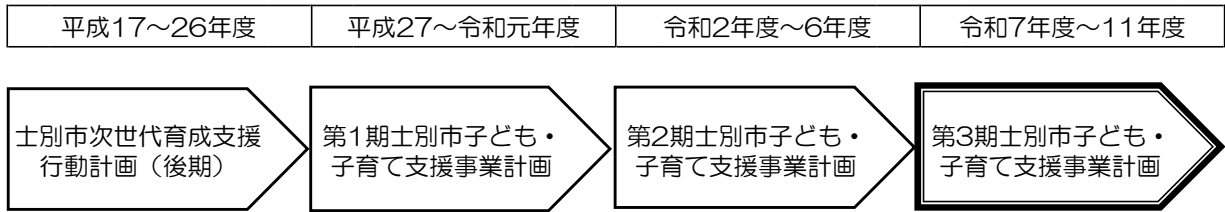
また、本市における子育て支援施策の基本的方向を示すものであり、市民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針とするものです。



1-3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

■計画の期間



1-4 計画の策定体制

●「士別市子ども・子育て会議」の設置

本市は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成された「士別市子ども・子育て会議」（以下「会議」）を設置しています。特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保対策、また、「子ども・子育て支援事業計画」の検証とそれに基づいた新たな施策の展開等について審議をして計画を策定します。

●アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本市では、子育て世帯の実情や子育てに関するニーズを把握するため、令和5（2023）年度に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

この調査の結果や実績をもとに、計画期間における教育・保育、地域子育て支援事業の利用見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性の高い計画の策定をめざします。

1-5 計画の推進体制

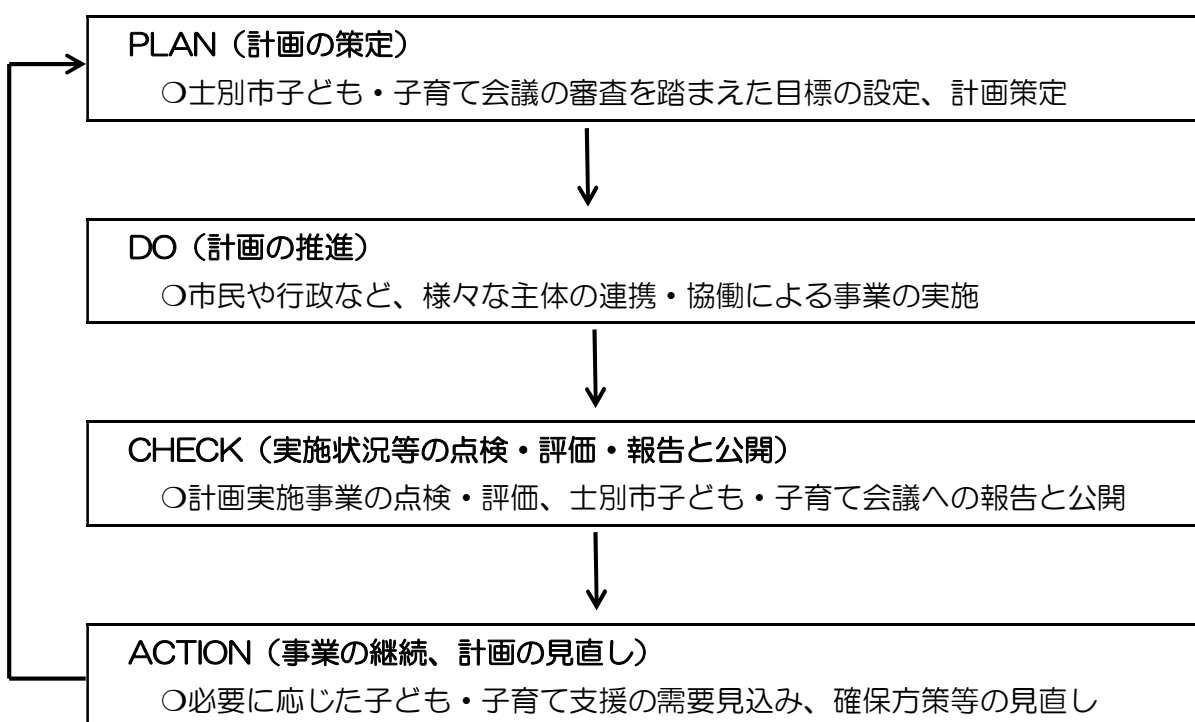
本計画の推進にあたっては、市内関係機関との連携のもと、横断的な施策に取り組むとともに保育所・幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民との連携と多くの意見を取り入れながら、子どもや子育て支援に関わる取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

1-6 進捗状況の管理

計画の実現に向けて、関係各課において、進捗状況を把握・評価し、必要に応じて見直しを図ります。

また、計画の実施状況については、土別市子ども・子育て会議において、点検・評価・検証を行うとともに、会議の結果については、市ホームページで公開します。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

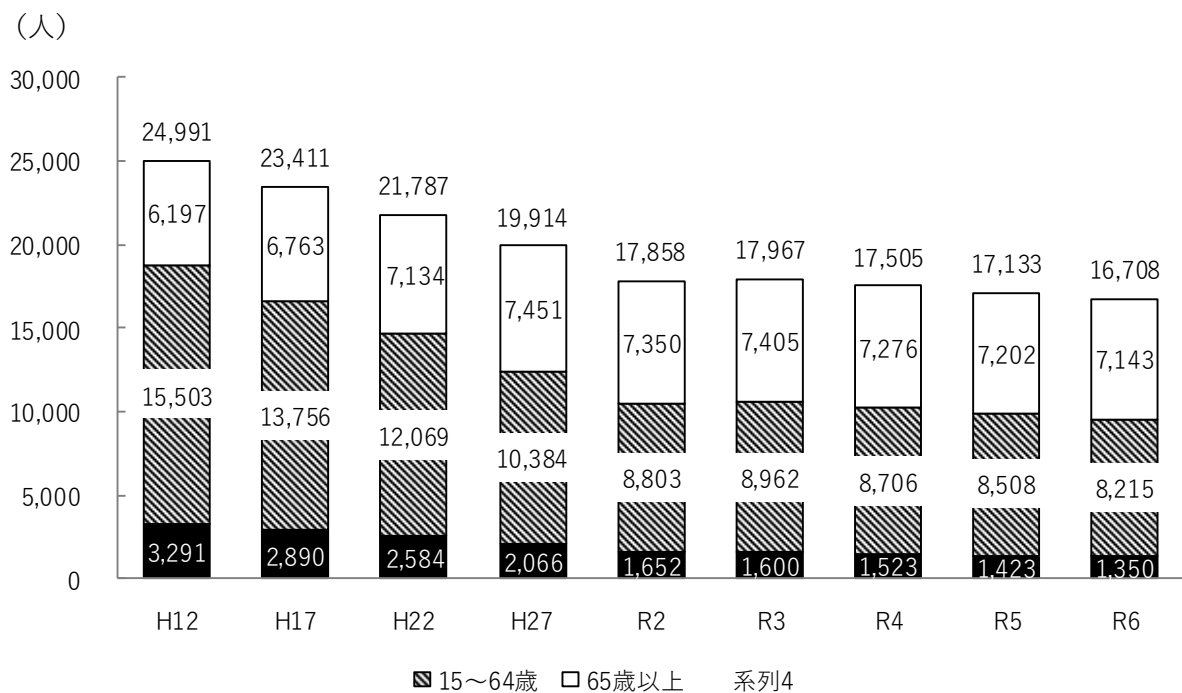
1 士別市の人口・世帯

1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

○本市の人口は平成27（2015）年に2万人を下回り、以降、各年代別人口にみても、減少が続いています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：平成12年～令和2年国勢調査（各年10月1日）、令和3年～令和6年住民基本台帳（各年3月末）

※平成12（2000）年は、士別市、朝日町の合計により算出しています。以下同様。

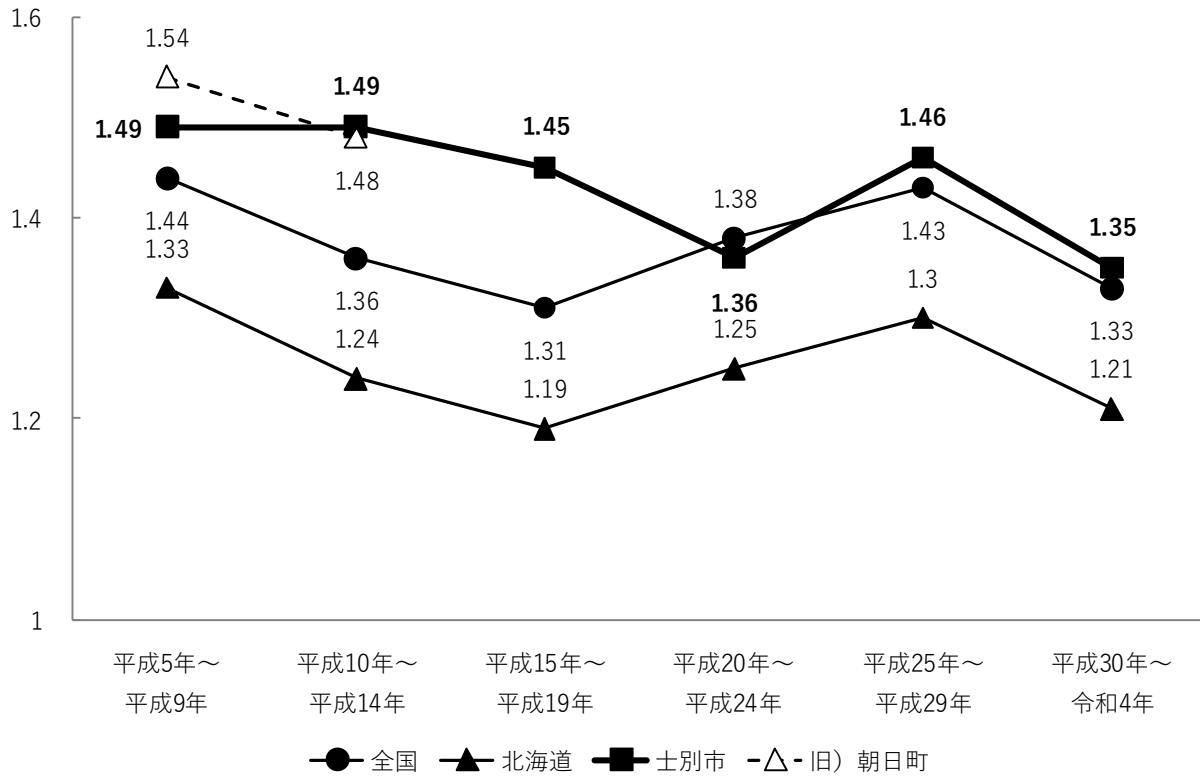
※国勢調査の総人口には年齢不詳を含むため、年齢別の合計値が一致しない場合があります。

※国勢調査は実際に居住している人口、住民基本台帳は住民登録上の人口であるため、統計上の差が生じます。

(2) 出生等の状況

○本市の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、平成20～24（2008～2012）年には北海道を下回りましたが、平成25～29（2013～2017）年には、上昇がみられ、国や道を上回りました。平成30（2018）年からは、低下傾向にあるものの、国や道を上回っている状況にあります。

■合計特殊出生率の推移



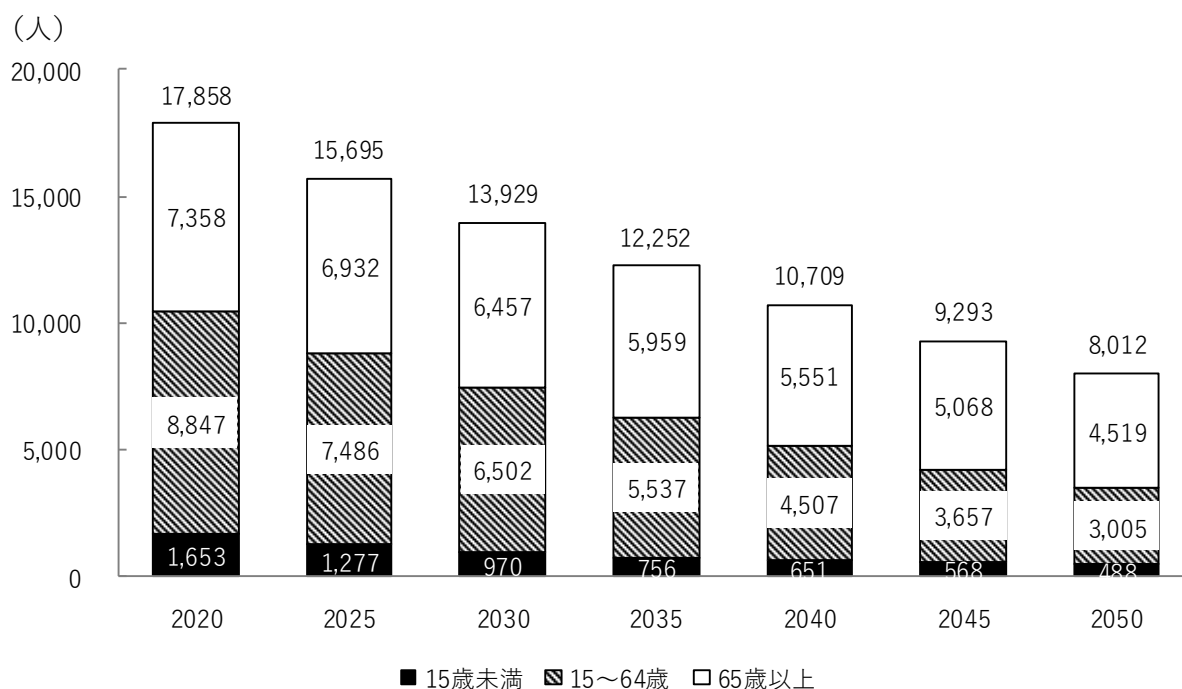
資料：人口動態保健所・市区町村統計（人口動態統計特殊報告）

(3) 将来の人口推計

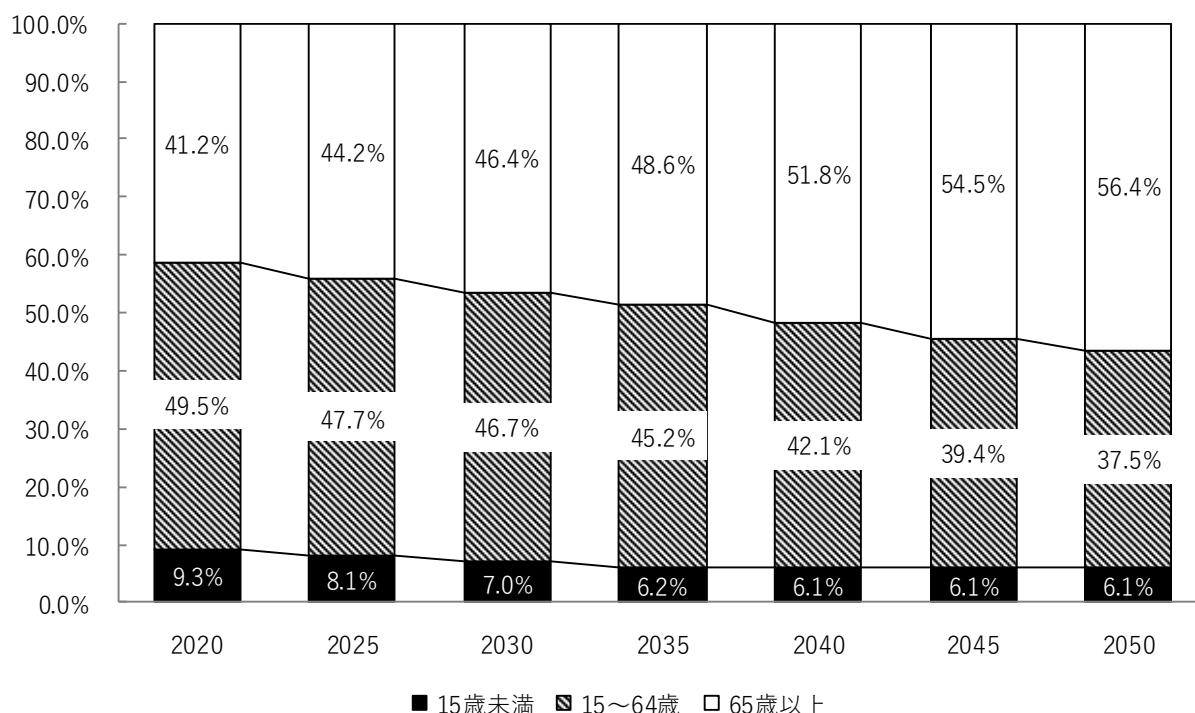
○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後も減少しつづけ、2030年には1万5千人を割り、13,929人になると推計されています。

○また、人口比率に目を向けると、65歳以上人口比率は2040年には5割を超える一方で、15歳未満人口比率は年々減少していくものと推計されています。

■年齢3区分別人口推計



■年齢3区分別人口比率の推計



※年齢区分別の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100にならない場合があります。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」【令和5年（2023）年推計】

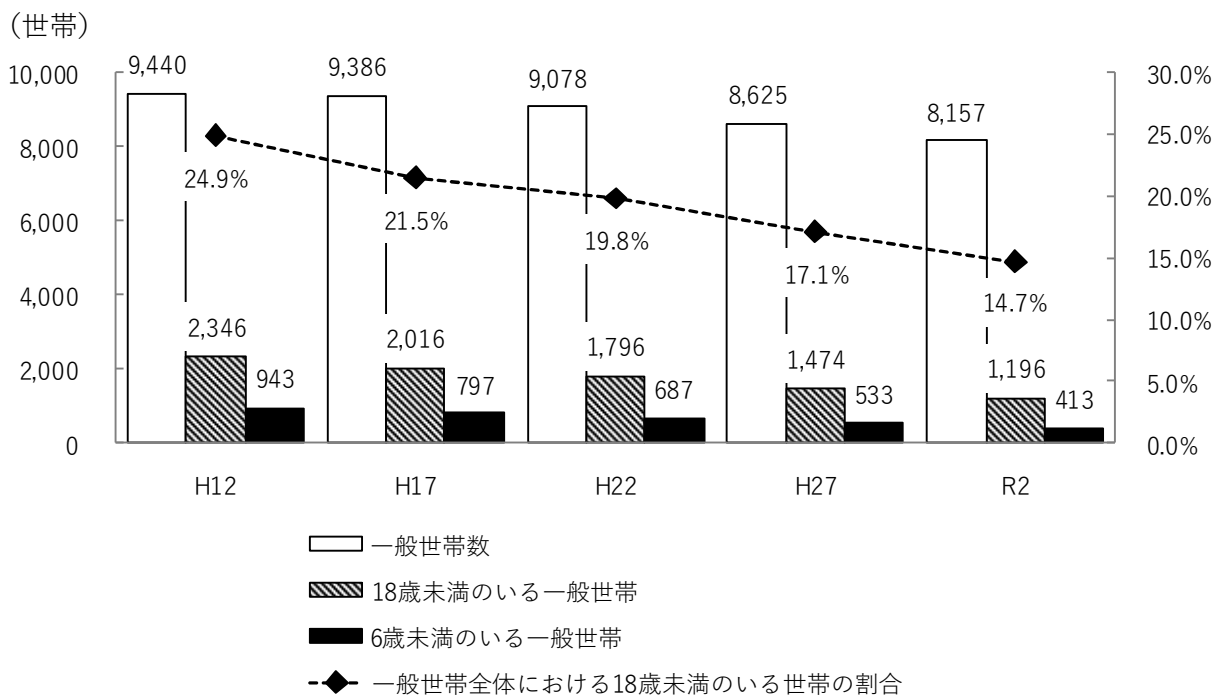
1-2 世帯の状況

(1) 世帯の状況

○一般世帯総数は、平成 22（2010）年までは 9,000 世帯を維持していましたが、その後減少に転じています。平成 27（2015）年には、9,000 世帯を割り込み、8,625 世帯となっています。

○18 歳未満のいる一般世帯の割合は、平成 22（2010）年に 20%を下回りました。世帯数では平成 27（2015）年に 1,500 世帯を割り込み、減少傾向にあります。

■一般世帯数・18歳未満の一般世帯数（割合）の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※ 国勢調査における世帯数は、大きく分けると「一般世帯」と「施設等の世帯」に分類されます。「一般世帯」とは、持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を意味しています。これに対して「施設等の世帯」は寮や寄宿舎に住む学生や生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童養護施設の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯を意味しています。

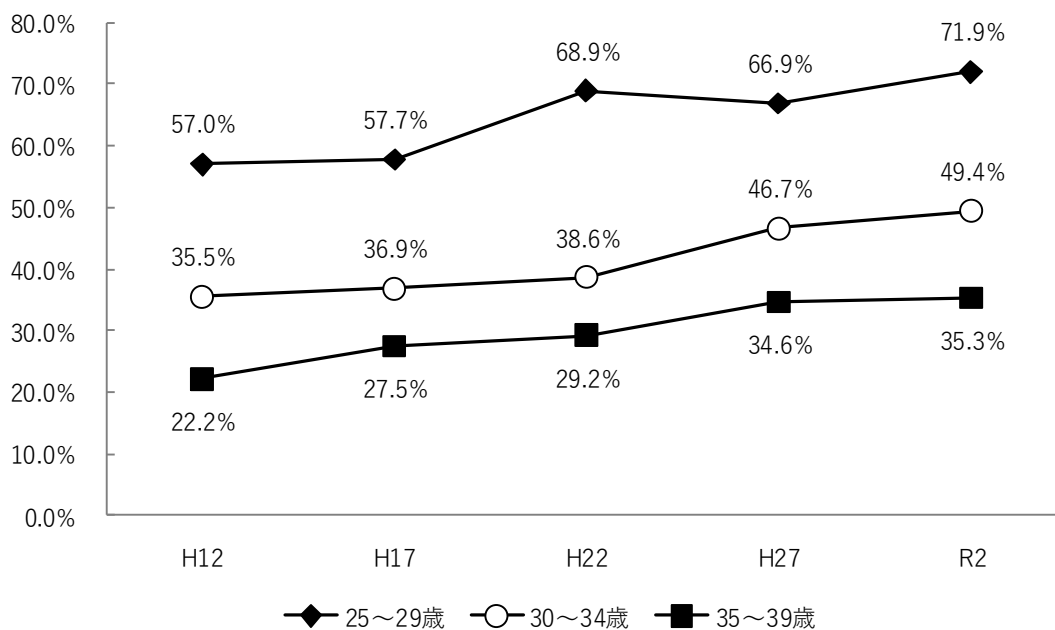
※ 住民登録上の世帯とは、住民基本台帳に登録されている世帯を意味しており、「一般世帯」「施設等の世帯」の区分はありません。また、居住実態が無い場合（住民登録をしている市町村に住んでいない場合）でも、世帯数に算入されます。

(2) 未婚の状況

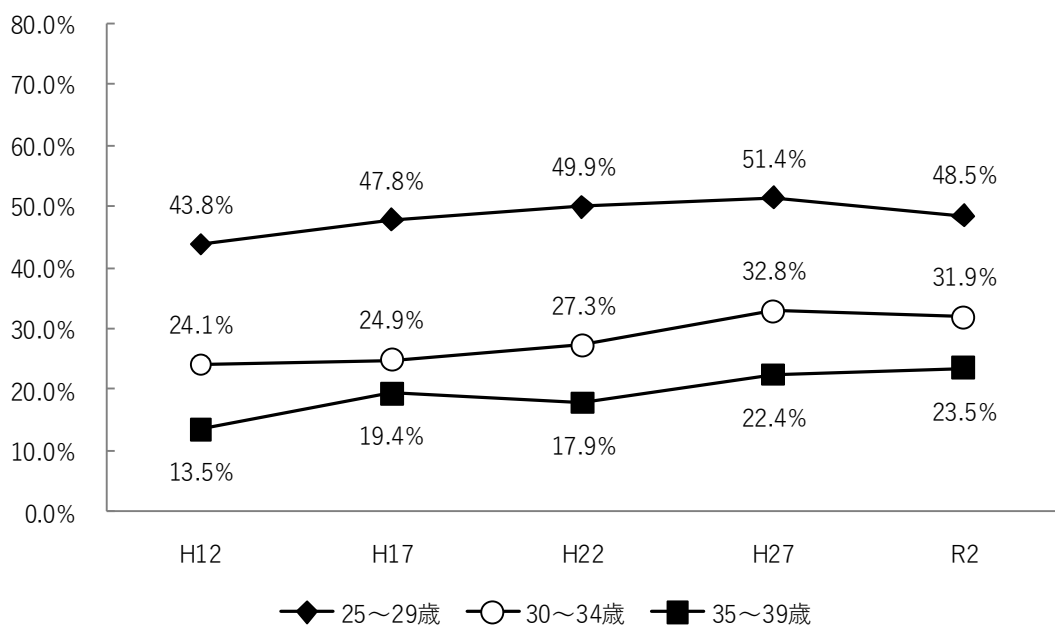
○少子化の要因については、晩婚化や非婚化の増加による女性一人あたりの生涯出産数の減少とされています。

○本市の35～39歳の未婚率を男女別でみると、平成12（2000）年では男性が22.2%、女性が13.5%でしたが、令和2（2020）年には男性が35.3%、女性が23.5%となっています。

■未婚率の推移 男性（25～39歳）



■未婚率の推移 女性（25～39歳）

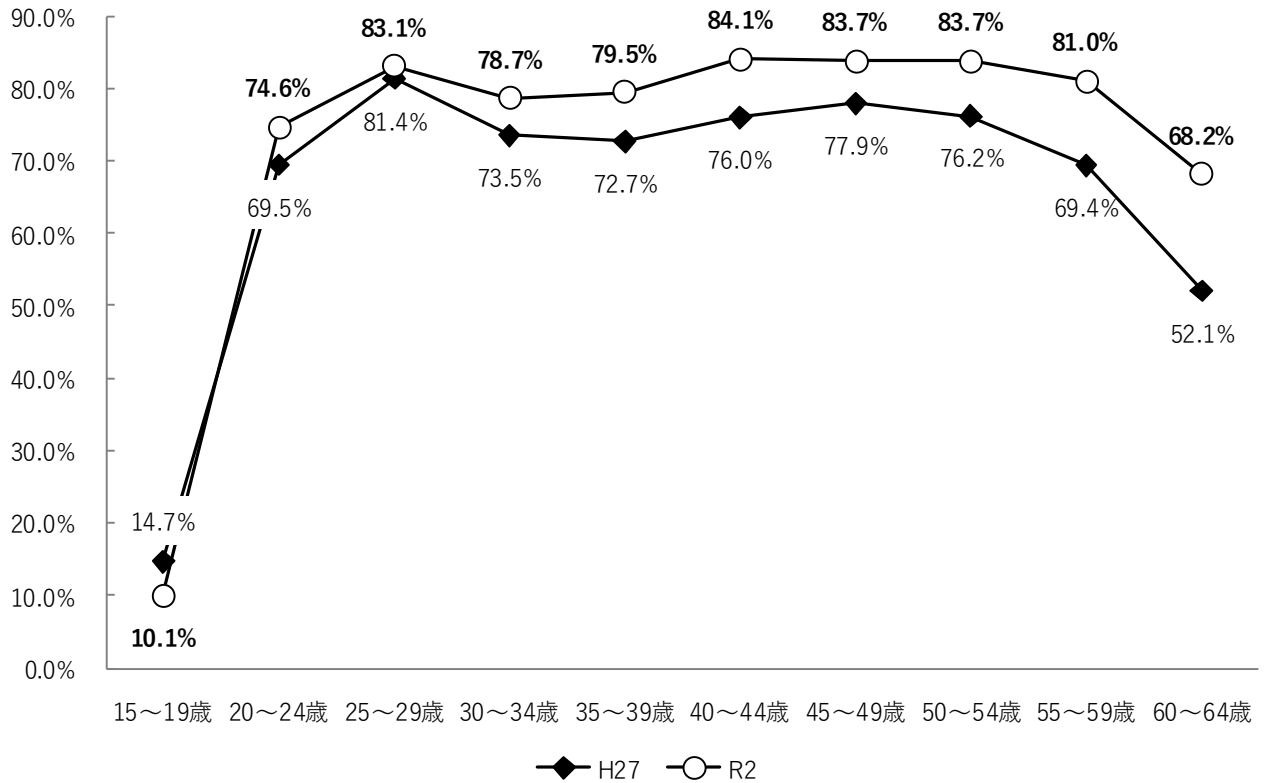


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-3 就労状況

○女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。令和2（2020）年の調査では、平成27（2015）年の調査と比較し、労働力率は上昇しています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

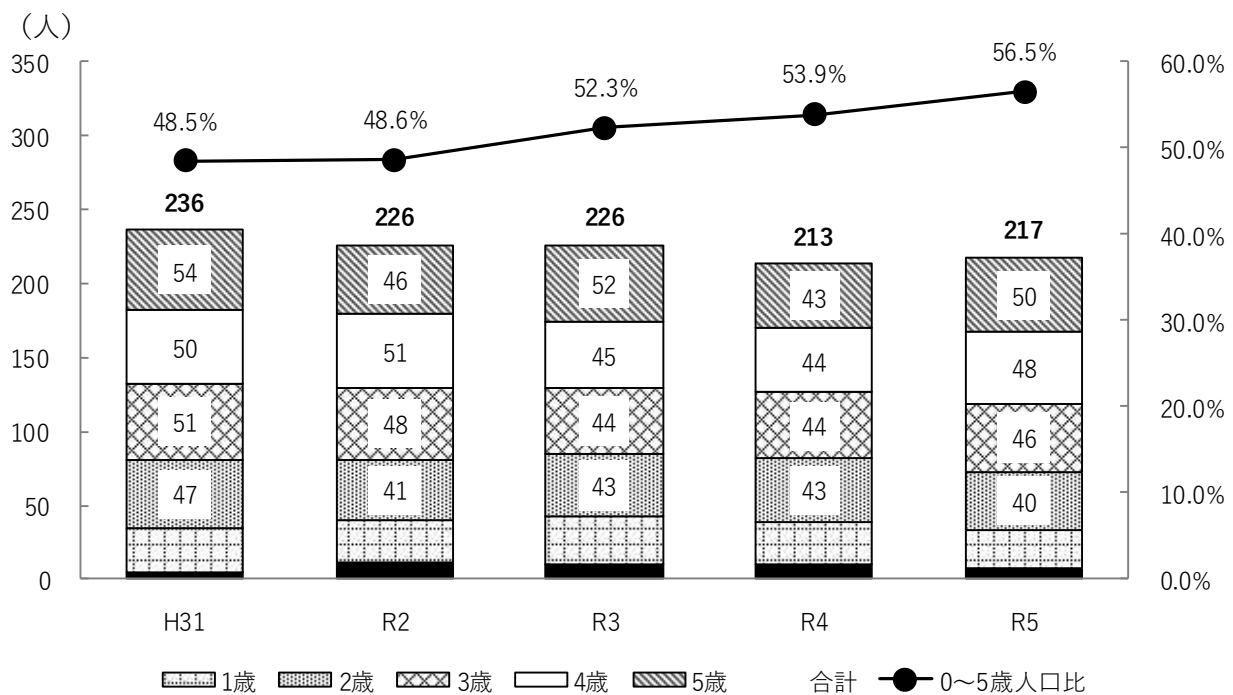
2 士別市における保育サービス等の利用の現況

(1) 保育所・幼稚園

○本市における保育所の利用者数は、220人前後で推移していますが、市全体の0～5歳人口に対する保育所園児の比率は増加傾向にあります。

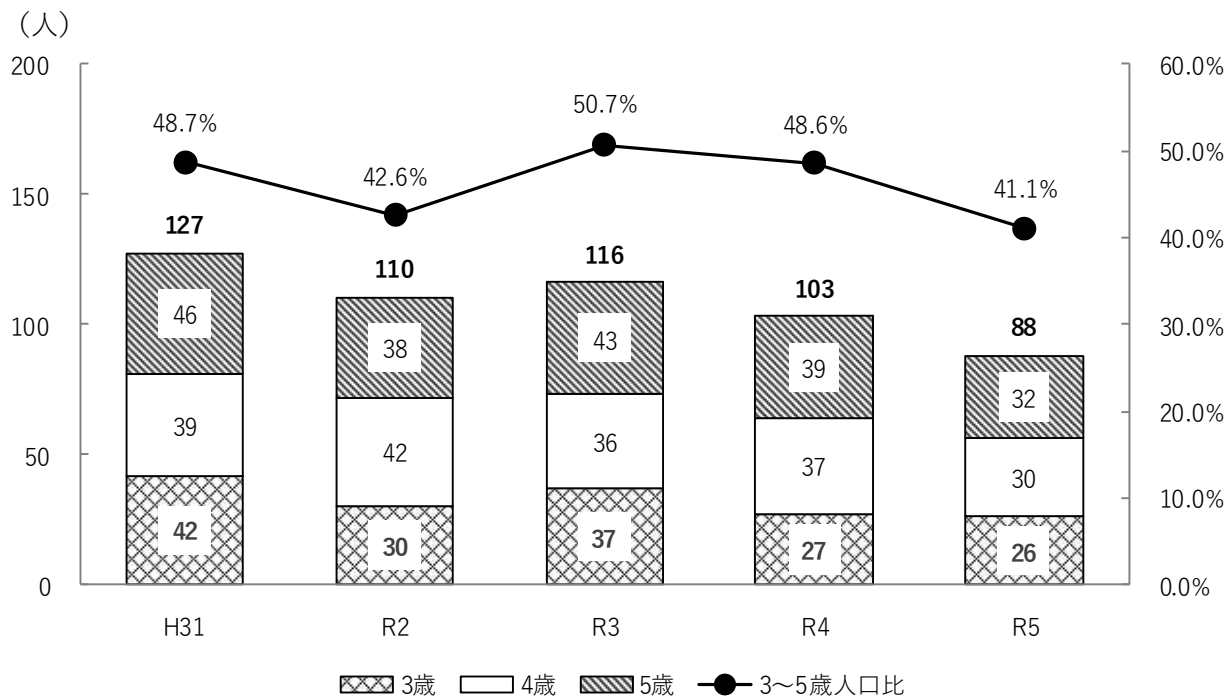
○幼稚園の利用者数は、110人前後で推移していましたが、令和5（2023）年には、100人を下回りました。

■保育所の利用状況の推移（各年4月1日現在）



年 学年	H31	R2	R3	R4	R5
5歳	54人	46人	52人	43人	50人
4歳	50人	51人	45人	44人	48人
3歳	51人	48人	44人	44人	46人
2歳	47人	41人	43人	43人	40人
1歳	29人	29人	32人	29人	26人
0歳	5人	11人	10人	10人	7人
合計	236人	226人	226人	213人	217人

■ 幼稚園の利用状況の推移（各年4月1日現在）



（2）放課後等デイサービス

○放課後等デイサービスセンター「青空」を利用する児童数（契約者数）は、年々増加傾向にあります。

■ 放課後等デイサービスセンター「青空」（各年4月1日現在）

年 区分	H31	R2	R3	R4	R5
新規契約者	19人	1人	8人	5人	3人
継続利用者	-	19人	21人	29人	35人
合計	19人	20人	29人	34人	38人

※ 継続利用者には、年度途中の契約者を含みます。

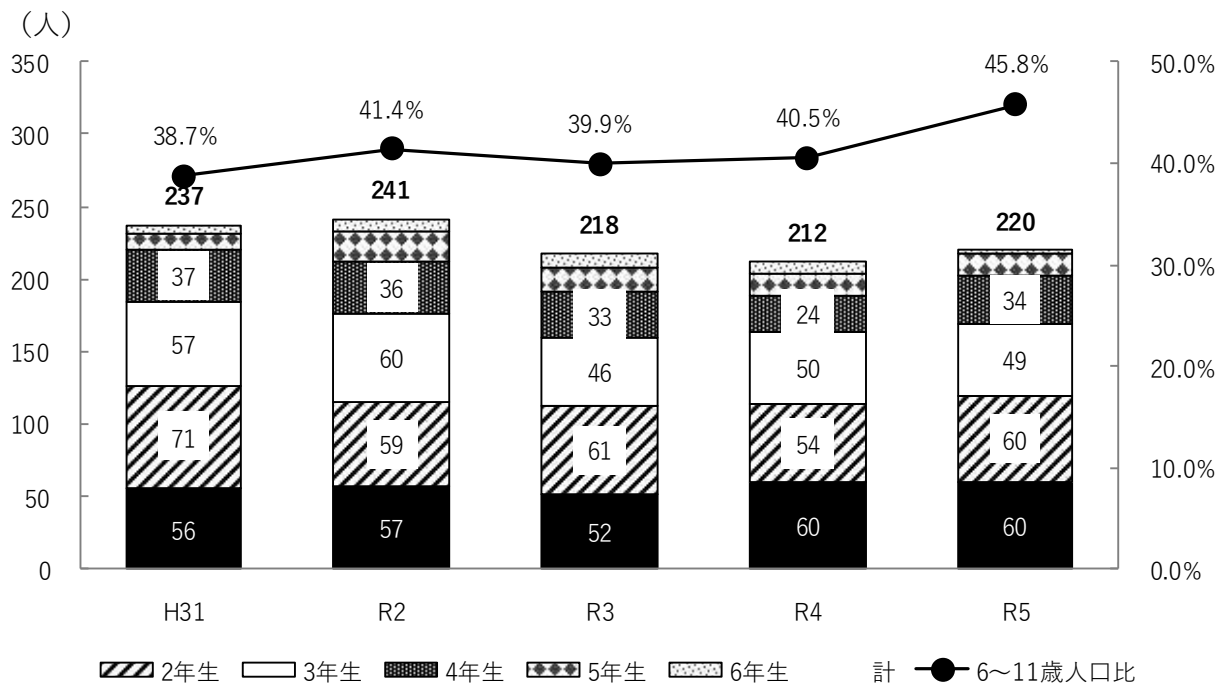
¹ 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後、土日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのプログラムを実施して自立を促す福祉サービスです。

(3) 放課後児童クラブ

○放課後児童クラブ（学童保育）の登録者数は、220人前後で推移していますが、市全体の6～11歳人口に対する比率は増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ（各年4月1日現在）



年	H31	R2	R3	R4	R5
小学6年生	6人	8人	10人	8人	3人
小学5年生	10人	21人	16人	16人	14人
小学4年生	37人	36人	33人	24人	34人
小学3年生	57人	60人	46人	50人	49人
小学2年生	71人	59人	61人	54人	60人
小学1年生	56人	57人	52人	60人	60人
合計	237人	241人	218人	212人	220人

¹ 放課後児童クラブ

保護者が仕事で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童館等の施設を利用して適切な遊び場や生活の場を提供する事業です。

一般的には、「学童保育」、「学童クラブ」と呼ばれています。

3 第2期計画の取り組み状況

3-1 幼児期の教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施状況

令和2（2020）年度～令和6年（2024）年度の第2期計画期間のうち、令和5（2023）年度までの実施状況について記載します。

（1）教育・保育給付

就学前児童に対して、幼稚園や認定こども園、保育所等で教育保育給付を行う事業です。子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となっています。

《参考》認定区分

認定区分	年 齢	利用施設等
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園での教育を希望する児童
2号認定		保育の必要性があり、保育所等で保育を希望する児童
3号認定	満3歳未満	

①1号認定（満3歳以上）

令和2（2020）年度からの計画期間中の全ての年度で量の見込みに対して実績が下回りました。利用率は4年間の平均で74.5%となっています。

■1号認定の状況（カトリック2号認定含む）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	135人	127人	116人	108人
確保方策	145人	145人	145人	145人
実 績	111人	117人	107人	97人
利用率	76.6%	80.7%	73.8%	66.9%

※各年4月1日在籍人数

②2号認定（満3歳以上）

令和2（2020）年度から、計画期間中の全ての年度で量の見込みに対して実績が上回りましたが、供給量は確保されました。利用率は初年度は82.9%でしたが徐々に減少し、直近の2年間は60%代となっています。

■2号認定の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	161人	150人	138人	128人
確保方策	216人	216人	216人	216人
実績	179人	166人	151人	134人
利用率	82.9%	76.9%	69.9%	62.0%

※各年4月1日在籍人数

③3号認定（0・1・2歳）

確保方策に対する実績をみると、令和2（2020）年度からの3年間は75%を超える利用率となりましたが、令和5（2023）年度は0歳児、1・2歳児ともに併せて60.9%と減少する結果となっています。

■3号認定の状況

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1・2歳	102人	97人	92人	87人
	0歳	14人	14人	13人	12人
確保方策		115人	115人	115人	115人
実績	1・2歳	75人	81人	79人	63人
	0歳	12人	11人	10人	7人
利用率		75.7%	80.0%	77.4%	60.9%

※各年4月1日在籍人数

（2）地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「子ども・子育て支援法」で定められている13事業のうち、全国共通で量の見込みを算出することとされている11事業の実績は、次のとおりとなっています。

①地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

本市では、子育て支援センター「ゆら」、つどいの広場「きら」で実施しています。

利用者数が減少している要因としては、出生数の減少や子どもが低年齢のうちに就労する母親が増えていることが考えられます。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	9,970人	9,172人	8,438人	7,763人
実績	5,892人	4,349人	4,367人	5,622人

※延べ利用児童数

②利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援を実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・共同体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」があり、本市では、平成28（2016）年度から「基本型」、「母子保健型」を子育て支援センター「ゆら」で実施しています。

■利用者支援事業の状況

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

※施設数

③妊婦健康診査

妊娠全期を通して妊婦が定期的に行う健診の費用（14回分）及び超音波検査にかかる費用（6回分）を助成する事業です。

受診者数は量の見込みより実績が全ての年度で上回ることとなりました。

受診回数は、妊婦が少なくなっていることなどから減少していますが、受診券を交付した妊婦は全員受診することができています。

■妊婦健診の状況

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	量の見込み	80人	76人	72人	67人
	実績	71人	71人	59人	58人
回数	量の見込み	1,120回	1,064回	1,008回	939回
	実績	895回	805回	753回	665回

※回数は延べ健診回数

④乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行うなどの目的で、生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問する事業です。量の見込みを全ての年度で実績が下回りました。

■乳児家庭全戸訪問事業の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	80件	76件	72件	67件
実績	71件	72件	56件	52件

※訪問件数

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。実績として年々減少傾向にあります。

■養育支援訪問事業の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	25件	25件	25件	25件
実績	20件	12件	15件	6件

※訪問件数

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

本市では、受け入れ先となる児童養護施設等がないことから、保護者の疾病等により、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたときは、児童相談所での一時保護により対応しています。

⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

本市では、幼稚園等における在園児の一時預かりと保育所等の一時預かりがあります。幼稚園等においては、量の見込みに対して実績が全ての年度で上回りましたが、供給量は確保されました。

■幼稚園等における一時預かり事業の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	6,654人	6,568人	6,464人	6,379人
延べ利用児童数	6,105人	8,480人	9,578人	9,699人

※延べ利用児童数

■保育所等における一時預かり事業の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	3,255人	3,728人	3,326人	3,850人
延べ利用児童数計	1,615人	2,061人	2,200人	2,537人

※延べ利用児童数

⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービスです。

本市では、病後児保育を子育てサポート「むっくり」が実施していますが、病児保育は、施設整備や職員の確保が必要となるため、現在は実施していません。

第2期計画での量の見込みは、第1期計画での実績から最小限の利用希望数を設定しましたが実績はありませんでした。

■病後児保育事業の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人
実績	0人	0人	0人	0人

※延べ利用者数

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

本市では、「こぶたの家保育園」が閉園となる令和5年度まで実施していましたが、年々園児数が減少していたことに伴い利用者数も減少傾向となりました。

■延長保育事業（時間外保育事業）の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	160人	160人	160人	160人
実績	77人	55人	22人	18人

※延べ利用者数

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るものです。

本市では3か所で実施し、おおむね量の見込みどおりの実績になりました。

■放課後児童クラブの利用状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	237人	224人	215人	205人
実績	241人	218人	212人	220人

※各年4月1日現在の登録児童数

《参考》施設別利用状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あけぼの子どもセンター	113人	124人	103人	103人
ほくと子どもセンター	109人	79人	95人	104人
朝日学童保育所	19人	15人	14人	13人
合計	241人	218人	212人	220人

※各年4月1日現在の登録児童数

⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

提供会員・両方会員数は、おおむね量の見込みどおりとなりましたが、依頼会員は令和4年度に精査したことにより量の見込みを大きく下回りました。

■ファミリー・サポート・センター事業の状況

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員	量の見込み	24人	24人	25人	25人
	実績	24人	24人	22人	21人
依頼会員	量の見込み	120人	120人	125人	125人
	実績	120人	119人	38人	60人
両方会員	量の見込み	4人	3人	3人	3人
	実績	4人	4人	1人	2人
実績合計		148人	147人	61人	83人

3-2 第2期計画の評価と課題

令和2(2020)年度からの第2期土別市子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」といいます。)では、6つの基本目標を定め、それぞれの基本施策を設定し、各種事業に取り組んできました。評価と課題について、次のとおり整理しました。

基本目標1 地域における子育て家庭への支援

- 働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した市民が利用しやすい教育・保育サービスの充実に努めます。
- 子育てサークル、保護者クラブ、子ども会、自治会、児童館をはじめとする様々な地域の社会資源や地域ごとの良さを生かした子育て支援サービスの充実に努めます。
- 乳幼児期からの子育てを、保健・医療・福祉及び教育などの関係機関と家庭が連携し支援します。

少子高齢化が進むなかで、児童数は減少していますが、核家族化や女性の社会進出に伴って共働き家庭が増えるなど保育サービスの充実が求められている一方、待機児童問題や保育士不足が大きな社会問題となっています。本市の認可保育所においても待機児童がいる状況にあることから、これまで取り組んできた保育の質を維持していくためにも、保育士等の確保をはじめ、保育環境の整備が益々重要となります。市内全体の保育所、幼稚園等が一体となった保育士等の人材確保の取り組みを構築していく必要があります。

一方で、人口減少に伴う将来の保育ニーズを見据え、認可保育所等における定員数の見直しなどについても、検討していく必要があります。

また、乳幼児期からの家庭と関係機関の連携についても重要なことであり、出生後から切れ目のない、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、家庭と関係機関との連携を強化することが引き続き必要です。

基本目標2 世帯の状況に合わせた支援

- 子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないように、家庭での養育・教育を支援します。また、障がい児のいる家庭やひとり親家庭を含めて、すべての家庭に対する子育て支援の充実に努めます。

子どもに対する虐待防止については、発生時の迅速な対応や適切な支援が求められることから、関係機関との会議を開催しているほか、市民への周知・啓発活動も実施しています。

ひとり親家庭等の自立支援では、支援員による相談支援をはじめ、自立に必要な職業能力の向上や求職活動等に関する情報提供や相談指導等を行っています。

発達が気になる子どもの相談支援では、子どもに関わる各施設の職員がそれぞれ相談窓口となり、各施設が連携して子どもや保護者に寄り添った相談支援を行っています。支援が必要な子どもの早期発見や早期療育につなげていく体制を継続していくためにも、引き続き関係機関の連携を強化していくことが大切です。

基本目標 3 職業生活と家庭生活の調和の支援

○子育て家庭が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現でき、子育てをしながら働き続けることのできる社会の実現に向けて、職場や家庭での取り組みを支援します。また、子育て中の保護者が社会から孤立することなく、再就職に向けた準備などができるよう支援します。

市では、「土別市男女共同参画推進条例」や「男女共同参画行動計画」に基づき、家庭や仕事や家事、地域活動などにおいて、男女がともに協力し責任を担い、自分らしい生き方が選択できるよう、女性の社会参画や多様な働き方など男女平等の意識や理解促進のため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

育児休業の取得や育児中の短時間勤務など、子育てしやすい職場環境づくりを進めるために、関係機関や企業との連携強化が必要です。

基本目標 4 母と子どもの健康の確保・増進

○保健・医療・福祉や教育分野との連携のもと、乳幼児健診などの母子保健施策を充実させるとともに、子どもや母親の健康の保持・増進を図ります。

妊婦一般健康診査をはじめとした各種健診の受診率は、高い数値を継続しています。妊婦や乳幼児が健診や予防接種を受けやすいような体制づくりや情報提供を継続することが必要です。

新生児訪問については、養育支援が必要とされる家庭の早期把握が可能となるなど、子育てに不安や孤立感を抱える家庭の支援や虐待予防にもつながっています。

母親の出産後の心身の疲労や育児不安などに対し、産後うつ防止を図るため、産婦健診を行うとともに、産後の体調不安や育児等の支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施しているほか、子どもも親も生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、望ましい食習慣の定着を促進する取り組みについても継続していくことが必要です。

子どもの生命と健康を守り、母親が安心して子育てするためには、母子保健医療の確保は重要です。今後も、保健福祉センターと、こども家庭センターが連携して、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない総合的な子育て支援に取り組んでいくことが必要です。

基本目標 5 一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進

○子どもの権利や意見の尊重、生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実に努めるとともに、次世代の親の育成などを通して、一人ひとりの子どもが、いきいきと輝くまちづくりを推進します。

子どもの権利についての市民理解を深めるため、人権教室や子どもと子どもに関わる大人が多く集まるイベントなどに参加するなど、子どもの権利について周知してきました。

子どもの権利の救済については、子どもの権利救済委員会を設置して、子どもの権利侵害に

関する相談・救済に対応できるよう体制整備を行っています。

子どもたちの生活習慣や学習習慣の定着に向けては、多くの地域住民が関わるなか、引き続き様々な取り組みを継続的に実施することが必要です

基本目標 6 安心して子育てできる環境づくり

○子どもが犯罪の被害者になることがないように、防犯対策や交通安全対策を充実するとともに、防災への対応など、安全・安心なまちづくりを進めます。

市内の都市公園においては、遊具を安全に利用できるよう、今後も毎年の点検及び補修を実施し、その利用環境の向上に努める必要があります。

子どもたちを犯罪や事故から守るため、市民や事業所の協力のもと、地域の見まわりを行っていただくなど被害防止にこの間も努めています。今後においても地域ぐるみでの防犯活動の取り組みを継続していく必要があります。

また、近年は異常気象による自然災害が増加しています。災害時に子どもたちを守るため、日々の避難訓練をはじめ、連絡先や通信手段の確認、非常食の備蓄を行うなど災害時の体制を強化するとともに、子どもたちの災害意識を高める取り組みを進める必要があります。

4 子ども・子育て支援に関するアンケート調査からみえる課題

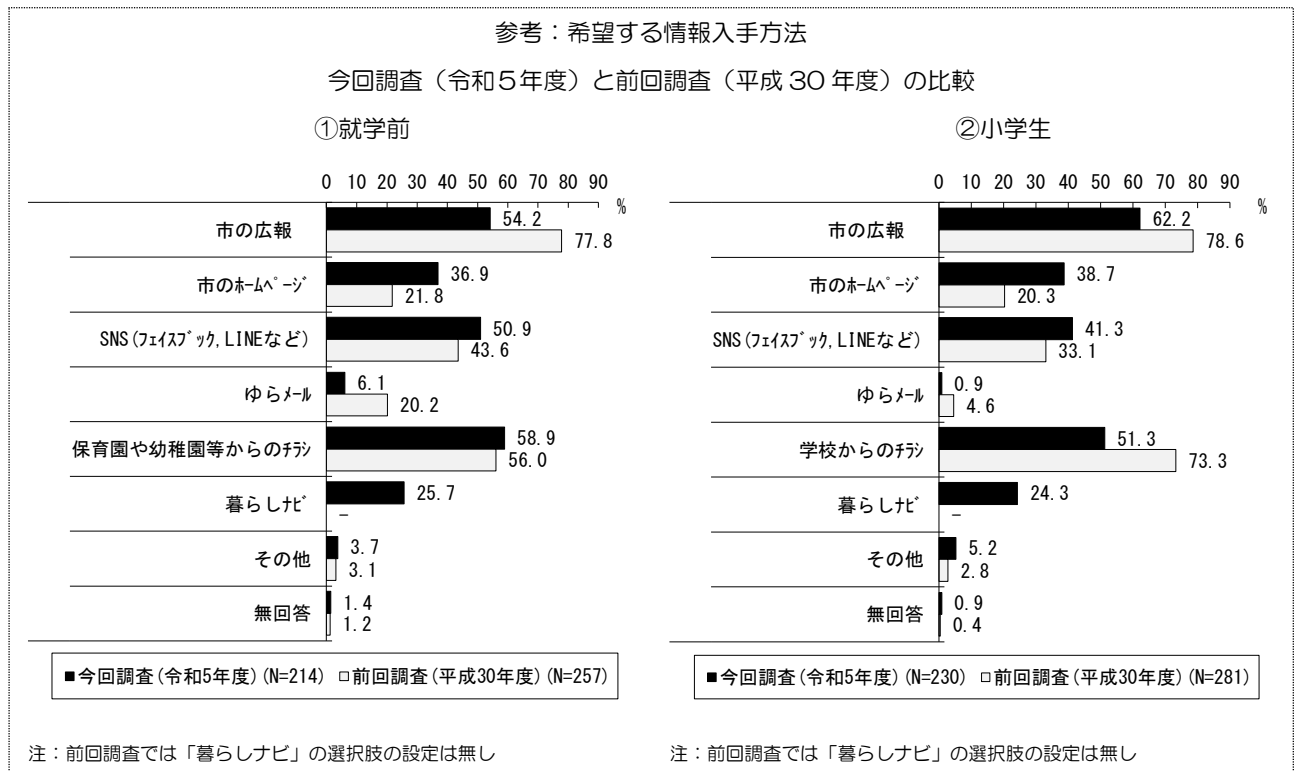
士別市の子どもをめぐる現状やアンケート調査から次のような課題がみえます。
 なお、アンケート調査結果については65ページからの資料編に掲載しています。

①情報発信の充実化

希望する情報入手方法については、就学前、小学生いずれにおいても「市の広報」との回答割合は5割を超え、依然として高いですが、前回調査（平成30年度）と比較すると、その割合は減少しています。小学生で「学校からのチラシ」も同様に5割を超えていますが、前回調査（平成30年度）よりは減少しています。

一方で、「市のホームページ」、「SNS(フェイスブック、LINEなど)」は、就学前は5割超え、小学生は4割超えとなり、前回調査（平成30年度）よりも、その割合は増加しています。

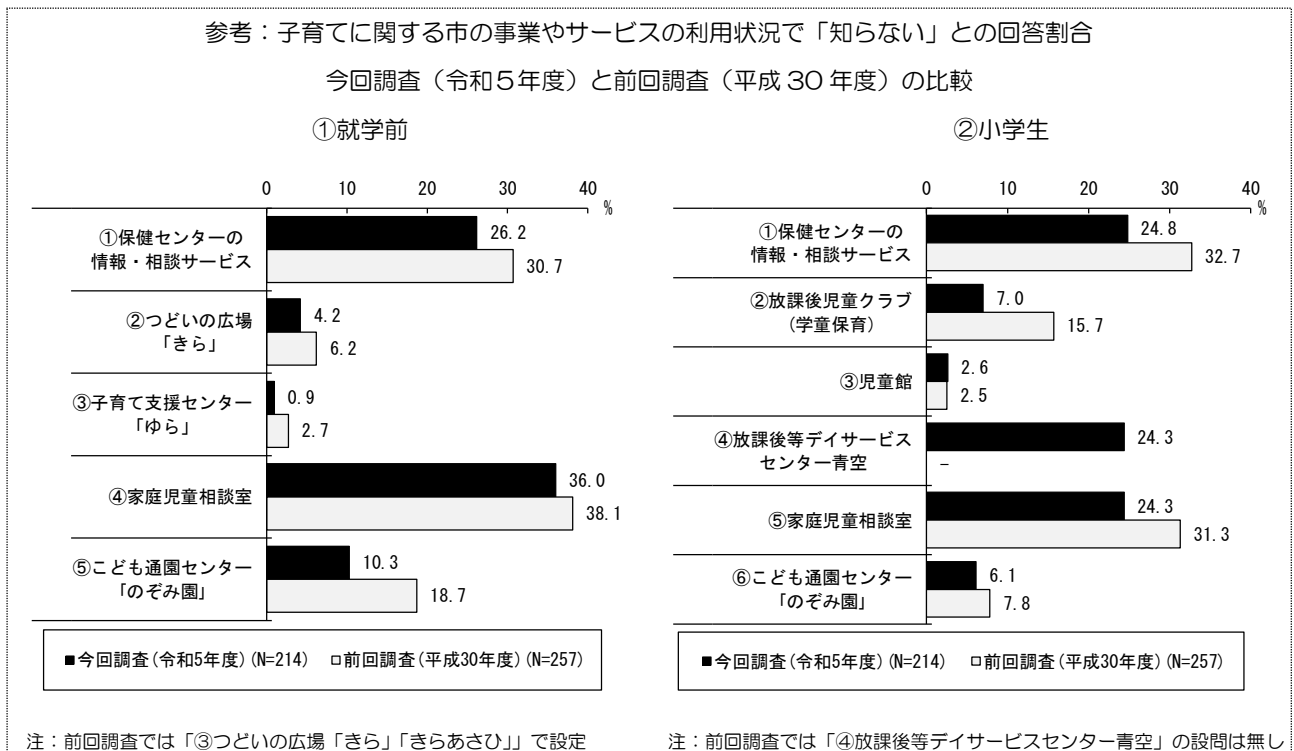
紙媒体のみならず、電子媒体でも情報発信の充実をはかる等、今後の広報のあり方について検討していく必要があります。



②市の子育て支援サービスや相談窓口に関する周知

「子育てに関する市の事業やサービス」の利用状況に関する設問で、「知らない」との回答割合が、「保健センターの情報・相談サービス」、「放課後等デイサービスセンター青空」、「家庭児童相談室」においては2割を超えています。

前回調査（平成30年度）と比較すると、「保健センターの情報・相談サービス」、「家庭児童相談室」の「知らない」との割合は減少し、認知度はあがりつつありますが、引き続き、保健センターの情報・相談サービスをはじめとする相談窓口や子育て支援事業、サービスのより一層の広報、市民への周知をより強化した情報発信が必要とされています。



③病気や発育発達等に関する支援、教育支援等

子育てに関する悩みとして、就学前では「病気や発育発達に関すること」が最も高く3割を超えています。また前回調査（平成30年度）と比較してその割合は増加しています。小学生でも2割を超えており同様に前回調査よりも増加しています。

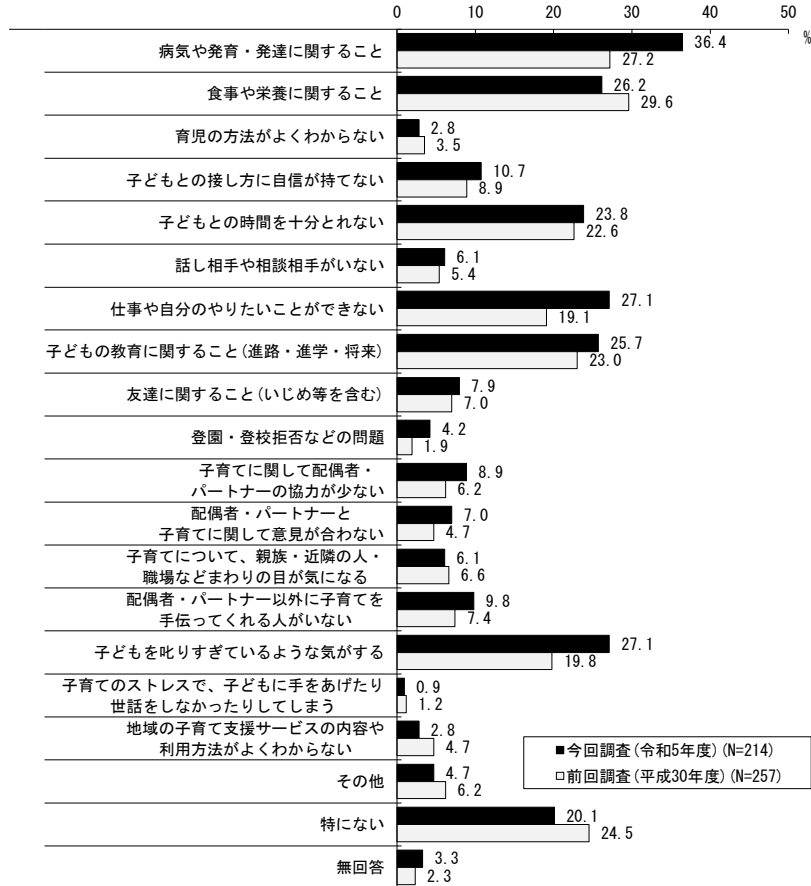
保健医療福祉、教育機関等との連携のもと、発達が気になる子どもを早期に発見し、適切な支援につなげていくための体制づくり、保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができるような支援が求められます。

また、小学生では「子どもの教育に関すること(進路・進学・将来)」が最も高く3割を超えています。前回調査（平成30年度）と比較してもその割合は増加しています。就学前でも2割を超えており同様に前回調査よりも増加しています。

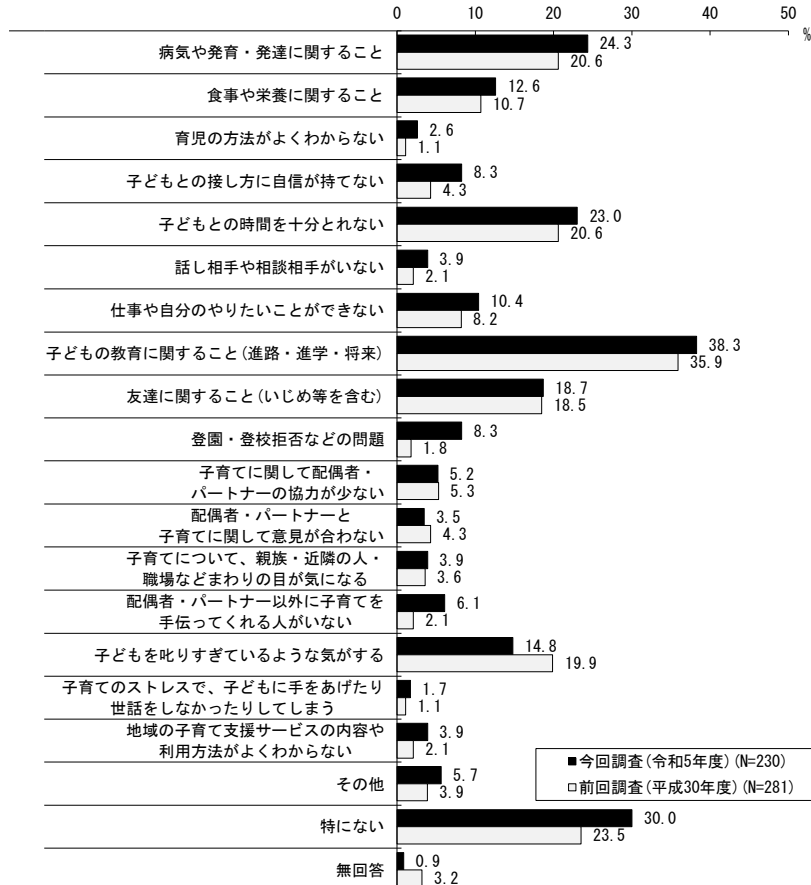
教育機関等との連携のもと、適切な教育支援につなげていくための体制づくり等が求められます。

参考：子育てに関する悩み
 今回調査（令和5年度）と前回調査（平成30年度）の比較

①就学前



②小学生

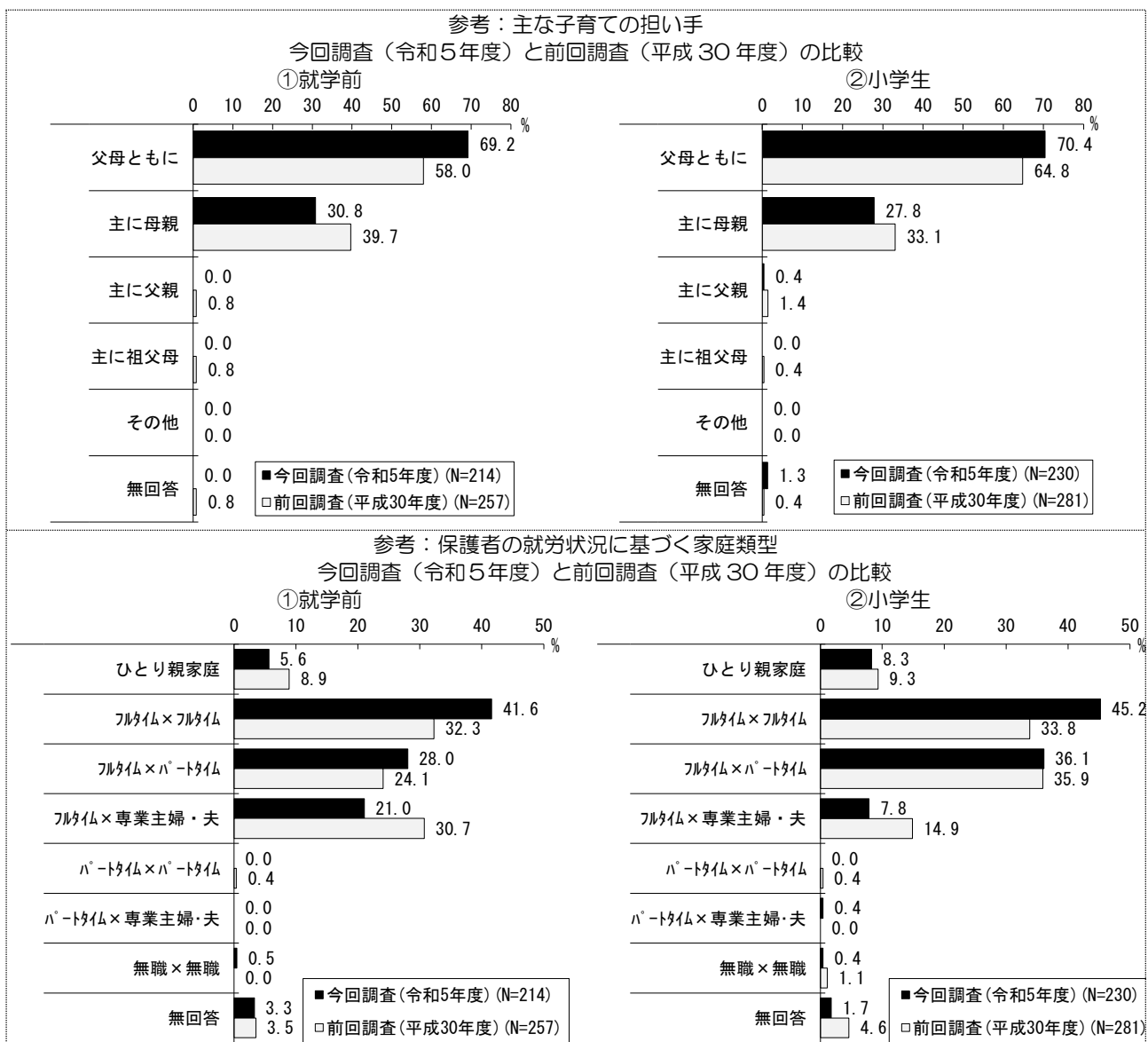


④子育てしやすい環境づくりの促進

「主な子育ての担い手」に関する設問では、就学前、小学生いずれにおいても「父母ともに」が最も高く、その割合は前回調査（平成30年度）よりも増加しています。「主に母親」の割合は就学前、小学生いずれも3割程度で、前回調査（平成30年度）よりもその割合は減少しているものの、女性が育児責任を主に負担している部分もあることがうかがえます。

市の子育て事業全般に対するの意見・要望では、「父親ももっと主体的に子育てに参加」、「父親同士の情報交換の場やネットワークづくり」、「父親が育児休暇を取りやすい企業づくりの促進」も必要との意見等もあげられていました。

保護者の就労状況に基づく家庭類型をみると、共働き家庭（フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム）が前回調査（平成30年度）と比較して増える中、男女がともに安心して子どもを育てることができるように、子育て支援サービスの確保を量と質の両面から進めていく必要があります。



⑤小児医療体制の充実

「子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが重要か」に関する設問において、就学前、小学生いずれにおいても「小児医療体制の充実」が最も高く約6割を占めています。

また、市の子育て事業全般に対しての意見・要望においても、「小児の緊急時の医療体制」への不安感、「夜間の小児の医療受入体制の整備」を望む意見等があげられています。

子どもの生命と健康を守り、安心して子育てができるようにするため、医療体制の確保や医療費の助成など小児医療体制の充実をはかることが必要となっています。

⑥子育てへの経済的支援

「子育てをしやすいまちづくりのための重要事項」において、「子育てへの経済的支援の充実」は、就学前、小学生いずれにおいても5割を超え、前回調査（平成30年度）と比較してもその割合は増加しています。

子育て世帯へ子育てに関わる手当の拡充、教育関連の負担軽減等の経済的支援を強化し、経済的な不安を覚えることなく子育てできるよう支援が必要となっています。

⑦子育てしながら働きやすい職場環境の整備

「子育てをしやすいまちづくりのための重要事項」において、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」は、就学前、小学生いずれも、その割合は高い結果となっています。

育児休業の取得の促進、短時間勤務制度の普及などにより、父親も母親もともに子育てをしながら、働き続けることができる職場環境の整備を推進していく必要があります。

⑧子どもの遊び場の整備

「子育てをしやすいまちづくりのための重要事項」において、「子どもの遊び場(屋内・屋外)の整備」は、就学前は5割を超え、小学生も4割を超え、前回調査（平成30年度）と比較しても、その割合は大きく増加しています。

また、「意見・要望」においても、「子ども達の遊び場不足」を指摘する意見等があげられています。

子ども達にとって安全で安心な遊び場づくりへの高まるニーズに対応する必要があると考えられます。

⑨保育所・幼稚園・児童館等の充実

「子育てをしやすいまちづくりのための重要事項」において、「保育所・幼稚園・児童館等の充実」は、就学前は5割、小学生は2割を超え、前回調査（平成30年度）と比較して、その割合は大きく増加しています。

また、「意見・要望」においても、待機児童問題への指摘等と合わせて「安心して子どもを預けられる場づくり」「保育等預かり時間の延長」を望む意見等があげられています。

子育て関連施設が安全・安心な場となるようその質を確保するとともに、待機児童等解消に向けた受け皿の拡大、それに伴い保育士や児童館における見守りを行う専門スタッフといった人材確保も含め、これら施設等の充実が必要となっています。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

共に支え合う地域の子

子どもいきいき 家族いきいき

まちいきいき ふれあいのまち

1-1 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすものであり、あわせて、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことにあります。一方、いつの時代であっても、保護者は子どもの健やかな成長を願うものであり、また社会全体の大きな願いでもあります。

本計画の基本的な考え方として、制度が変わっても、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな違いはないことから、第1期計画から同様に次世代育成支援行動計画の基本理念や基本目標を引き継ぎ、教育・保育環境、子育て支援体制の充実に努めていきます。

1-2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を掲げ、総合的に各種施策を推進します。

1 地域における子育て家庭への支援

- 働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した市民が利用しやすい教育・保育サービスの充実に努めます。
- 子育てサークル、保護者会、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域の社会資源や地域ごとの良さを生かした子育て支援サービスの充実に努めます。
- 乳幼児期からの子育てを、保健・医療・福祉及び教育などの関係機関と家庭が連携し支援します。
- ホームページやSNSなどの活用により、子育てに関する情報の発信に努めます。

2 世帯の状況に合わせた支援

○子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないように、家庭での養育・教育を支援します。また、障がい児のいる家庭やひとり親家庭を含めて、すべての家庭に対する子育て支援の充実に努めます。

3 職業生活と家庭生活との調和の支援

○子育て家庭が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現でき、子育てをしながら働き続けることのできる社会の実現に向けて、職場や家庭での取り組みを支援します。

また、子育て中の保護者が社会から孤立することなく、再就職に向けた準備などができるよう、支援します。

4 親と子どもの健康の確保・増進

○保健・医療・福祉や教育分野との連携のもと、母子保健施策を充実させるとともに、子どもや母親の健康の保持・増進を図ります。

5 一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進

○子どもの権利や意見の尊重、生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実に努めるとともに、次世代の親の育成などを通して、一人ひとりの子どもが、いきいきと輝くまちづくりを推進します。

6 安心して子育てできる環境づくり

○子どもが犯罪の被害者になることがないように、防犯対策や交通安全対策を充実するとともに、防災への対応など、安全・安心なまちづくりを進めます。

2 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

共に支え合う地域の子どもいきいき 家族いきいき まちいきいき ふれあいのまち	1. 地域における子育て家庭への支援	1-1 保育サービスの充実
		1-2 就学児童の居場所づくり
		1-3 行政と市民による子育て支援の充実
		1-4 子育て交流の場づくり
		1-5 幼児教育の充実
		1-6 経済支援の充実
		1-7 家庭と関係機関の連携
		1-8 子育てに関する情報発信の充実
	2. 世帯の状況に合わせた支援	2-1 児童虐待防止対策の推進
		2-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
		2-3 障がい児支援施策の充実
		2-4 いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実
		2-5 子どもの貧困対策の推進
	3. 職業生活と家庭生活との調和の支援	3-1 「仕事と子育ての両立」についての普及啓発
	4. 親と子どもの健康の確保・増進	4-1 子どもや母親の健康の確保
		4-2 食育の推進
		4-3 歯科保健対策の充実
		4-4 母子保健医療の確保
	5. 一人ひとりの子どもがいいきいと育つことのできるまちづくりの推進	5-1 子どもの権利の推進
		5-2 子どもの生きる力の育成
		5-3 家庭や地域の教育力の向上
	6. 安心して子育てできる環境づくり	6-1 安心して、遊び、生活することができる環境づくり
		6-2 子どもの交通安全の確保
		6-3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 地域における子育て家庭への支援

1-1 保育サービスの充実

■方向性

○既存の施設や事業を活用し、多様な保育サービスを確保するとともに、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

○保育士確保や待機児童の解消などに向けた保育環境の整備を進めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
通常保育事業	保護者の就労や疾病等により家庭において保育ができない場合、保護者に代わって保育を行います。(認可保育所、認定こども園、認可外保育施設)	こども・子育て応援課
幼稚園等における在園児の一時預かり事業	幼稚園等における教育時間終了後等の預かり保育を支援します。	幼稚園、認定こども園
保育所等における一時預かり事業	保護者の短時間就労や急な用事、リフレッシュ等に対応するために、認可保育所、認定こども園及び民間において実施します。	こども・子育て応援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、民間における延長保育事業を支援します。	こども・子育て応援課
休日保育事業	日曜・祝日等の休日に保育が必要となる児童のため、民間における休日保育事業を支援します。	こども・子育て応援課
すくすく子育て支援事業	幼稚園や認定こども園、認可外保育所職員の研修会等への参加に要する旅費の一部を補助します。	こども・子育て応援課
研修会の実施	保育士、幼稚園教諭、学校教諭、その他教育関係者を対象にした研修会を開催します。	こども・子育て応援課
幼児教育・保育環境の整備	市内の幼児教育・保育環境の状況を共通認識できる体制をつくるとともに、課題等の解決に向けた意見交換を実施します。	こども・子育て応援課
保育士等確保対策事業	市内の幼稚園や保育所における保育士等の人材を確保するため、就労支援を実施します。	こども・子育て応援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	現行の幼児教育・保育給付に加え、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で月に一定時間を利用できる体制を構築します。 【令和8年度から実施】	こども・子育て応援課

1-2 就学児童の居場所づくり

■方向性

○放課後児童の健全育成を図るため、すべての児童が安心して過ごせる放課後等の居場所づくりを進めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
放課後児童クラブ	保護者が就労等により留守家庭となる小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。 土別小学校区、南小学校区、糸魚小学校区で実施します。 未実施の3小学校区については、放課後子ども教室、学童保育など既存の事業を活用し、1校区1居場所の確保に努めます。 特別な配慮を必要とする児童への対応では、保護者、教育委員会、虹や青空などと連携し、児童がいきいきと過ごすことができるよう支援します。	こども・子育て応援課
放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室等を放課後の安心・安全な子どもの活動場所として提供し、勉強や文化活動、地域との交流活動等の取り組みを進めます。	こども・子育て応援課
児童館	地域における全ての子どもの居場所として、健全な遊びを指導し、健康の増進や情操豊かな心を育みます。 また、利用しやすい体制として、ランドセル来館を継続します。	こども・子育て応援課
放課後等デイサービス	障がい児を対象に、放課後や学校の長期休業期間中に集団生活を行う機会と居場所を提供し、日常生活の自立支援や療育等を実施します。	こども・子育て応援課
職員の資質の向上	研修会等への参加を推進し、放課後児童支援員や児童厚生員など、職員の資質向上に努めます。	こども・子育て応援課

1-3 行政と市民による子育て支援の充実

■方向性

○多様化する子育てニーズに対応するため、行政だけではなく、市民や民間と連携したサービスの提供に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしたい人（提供会員）と子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）の会員による組織で、一時的な子どもの預かりや送迎など、育児に関する援助活動を行います。 サポーター養成講座を開催し提供会員を養成します。	こども・子育て応援課

1-4 子育て交流の場づくり

■方向性

○子育て中の親や子どもが気軽に集い、交流できるような場を提供し、子育てに伴う親の不安解消や負担軽減に努めるとともに、子育て家庭への育児支援の充実を図ります。

○子育てや育児について、気軽に相談できる相手や仲間づくりできるよう、子育て中の親同士の交流や世代間交流の推進に取り組みます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
子育て支援センターゆら	子育て家庭の支援活動を実施はじめ、育児相談や保育情報の提供、育児講座の開催等、育児支援の充実を図ります。	こども・子育て応援課
つどいの広場「きら」	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集える場を提供し、育児相談、育児講座等を実施します。あさひ認定こども園では月2回移動型「きら」を実施します。	こども・子育て応援課
保護者会との連携	各保育所における保護者会等と連携し、保護者間の交流事業や研修会を実施します。	こども・子育て応援課
世代間交流の推進	近隣自治会、市内高齢者クラブや介護施設等に保育所の行事案内を行い、積極的に地域との交流を図ります。	こども・子育て応援課

1-5 幼児教育の充実

■方向性

○幼児期における教育・保育から小学校教育へと、子どもたちの生活と学びが滑らかに接続できるよう、幼稚園や保育所、行政、学校関係者の連携強化を図ります。

○子ども・子育て支援新制度に基づき、新制度に移行した幼稚園等に対し財政支援を継続します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
幼保小連携事業	就学前児童の校内見学や幼稚園教諭、保育士、学校教諭の情報交換会を実施します。小学校教諭を対象とした公開保育を行います。	こども・子育て応援課 学校教育課
認可保育所・認定こども園	0、1、2歳児は、家庭的な環境の中で、子どもの発達段階にあった遊びや様々な生活習慣を身につける育児を中心とした保育を行います。3、4、5歳児は、一人ひとりが主体的に遊ぶための環境を設定し、友だちと豊かな体験をとおして自発性・社会性を育む保育、教育を行います。	こども・子育て応援課
認可外・地域保育所	各園の特長や地域性を生かしながら、保育・教育が一体化した保育を行います。	こども・子育て応援課
幼稚園等療育支援加算補助金	のぞみ園に通園している園児が在園する幼稚園へ助成をし、安定した施設運営を図ります。	こども・子育て応援課
施設型給付	子ども・子育て支援新制度に基づく給付費を支給し、施設運営の安定化を図ります。	こども・子育て応援課

1-6 経済的支援の充実

■方向性

○児童手当等の給付制度に加え、乳幼児等医療費助成制度をはじめとした市の単独支援制度を継続し、子育て世帯の経済的支援や負担軽減に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
児童手当	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する方に対して、児童手当を支給します。	こども・子育て応援課
乳幼児等医療費助成制度	子育て家庭への経済的負担を軽減するため、中学生以下の入院・外来医療費自己負担額の無料化を継続します。	市民課
幼児教育・保育の無償化	3歳～5歳までのすべての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、認定こども園、保育所の保育料を無償とするほか、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の利用料について、保育の必要性の認定を受けた場合は無償とします。	こども・子育て応援課
どさんこ・子育て特典制度の推進	妊娠中の方や小学生以下の子どもがいる世帯に特典カードを配付し、子どもと同伴で買い物や施設などを利用する際に、カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスが受けられる北海道の制度の窓口として支援を行います。	保健福祉センター こども・子育て応援課
特別保育推進事業	就業等によって、保育所等の開所時間外に保育が必要な場合等の利用料金の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	こども・子育て応援課
就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒に、学校の教育活動に必要な費用（学用品費、給食費、通学費など）を援助します。	学校教育課
士別市児童生徒大会参加交通費助成制度	スポーツ少年団や小中学校の児童・生徒が、部活動等で各種大会に参加する際に利用する交通費（バスなど）の一部を助成します。	合宿の里・スポーツ推進課

1-7 家庭と関係機関の連携

■方向性

○乳幼児期からの子育てを、保健、医療、福祉及び教育などの関係機関が家庭と連携し応援します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
士別市子育て応援ファイル「すくらむ」の活用事業	母子手帳発行時などの機会に保護者に配布し、家庭と関係機関の連携のもと、子育てを応援するツールとして活用します。	学校教育課 保健福祉センター
こども家庭センター事業	妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する旧子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と、様々な心配事をかかえた子どもやその家庭の相談に対応する旧家庭児童相談室（児童福祉機能）を統合した相談支援窓口を設置し、地域の様々な施設や機関が連携・協働して妊娠期から切れ目のない支援を行うための調整を行います。	こども・子育て応援課

1-8 子育てに関する情報発信の充実

■方向性

○子育て世帯の情報入手方法に合わせた子育て関連情報の発信に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
しべつ暮らしナビの活用	制度やサービスの周知のため、市の広報及びホームページを活用するほか、アプリを活用した発信を行います。	こども・子育て応援課
連絡網サービスの活用	的確かつタイムリーに情報を発信するため、保育所や子育て支援センターなどの連絡について、マチコミなどのソフトの活用に取り組みます。	こども・子育て応援課

2 世帯の状況に合わせた支援

2-1 児童虐待防止対策の推進

■方向性

○児童福祉機関、保健医療機関、教育機関等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防から保護、支援体制の整備、未然防止に向けた啓発活動など、児童虐待防止対策の充実に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
士別市DV等暴力被害者支援連絡会議	DV等暴力被害者に対し、関係機関が連携して支援を行います。 DV等をなくすための周知や啓発活動に努めます。 市に設置しているDV相談専用電話をはじめ、各種相談窓口に関する情報発信を行います。	こども・子育て応援課
士別市要保護児童対策地域協議会	児童相談所や警察等の関係機関・団体と連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。 代表者会議の開催、個別ケース検討会議を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。 オレンジリボン運動を実施し、子どもの虐待防止の周知に努めます。	こども・子育て応援課
こども家庭センター事業 【再掲】	妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する旧子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と、様々な心配事をかかえた子どもやその家庭の相談に対応する旧家庭児童相談室（児童福祉機能）を統合した相談支援窓口を設置し、地域の様々な施設や機関が連携・協働して妊娠期から切れ目のない支援を行うための調整を行います。	こども・子育て応援課

2-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

■方向性

○ひとり親家庭等の生活の安定に向けて、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援を実施します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の18歳以下の児童がいる世帯の医療費の一部を助成します。大学等に在学などの場合は20歳に達する月の月末までが対象となります。	市民課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の自立に必要な職業能力の向上や求職活動等に関する情報提供と相談指導等の支援の充実を図ります。	こども・子育て応援課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母のどちらかと生計を同じくしていない18歳に達する以後の最初の3月1日までの児童（または20歳未満の障がいのある児童）を養育している父もしくは母などに手当を支給します。	こども・子育て応援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	就業のための資格取得などの教育訓練を受講する場合に支払った経費の一部を助成します。	こども・子育て応援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、児童福祉の増進を図るため、無利子または低利で各種資金の貸付を行います。	こども・子育て応援課
ひとり親家庭等児童入学資金支給事業	ひとり親家庭等の児童が小学校、高校、大学等に入学する際に、資金の一部を支給します。	こども・子育て応援課
ひとり家庭親等交通費支援事業	ひとり親家庭等の児童が土別市立病院小児科の診療時間外及び休診日において、名寄市立総合病院を受診する際に交通手段としてハイヤーを利用した場合の交通費を支援し、通院に要する保護者の負担の軽減を図ります。	こども・子育て応援課
高齢者等入浴料助成事業	高齢者やひとり親世帯、心身に障がいのある方などを対象に、いきいき健康センター、朝日地域交流施設「和が舎」、日向保養センターの入浴料の助成を行います。	朝日支所地域生活課

2-3 障がい児支援施策の充実

■方向性

○障がい児の健全な発達と自立を促すために、障がい児や発達が気になる子どもについては、出生後から密接な関わりをもち、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が行われるよう、保健・医療・福祉、教育機関等との連携のもと、支援体制や療育体制の充実を図ります。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
障害児相談支援	発達を中心とする児童相談をはじめ、福祉サービスの情報提供や、サービスを利用する際に必要な障がい児支援利用計画等の作成を行います。市では「虹」、民間では「ほっと」で実施しています。	こども・子育て応援課
児童発達支援	就学前の児童を中心とした発達支援や相談支援、健診事業や保育所、幼稚園、小学校等、関係機関との連携や訪問等を実施します。市では「のぞみ園」で実施しています。	こども・子育て応援課
放課後等デイサービス	放課後や学校の長期休業期間中に、集団生活を行う機会と居場所を提供し、日常生活の自立支援や療育等を実施します。市では「青空」、民間では「もあ」で実施しています。	こども・子育て応援課
重症心身障がい児等通園送迎事業	在宅の重症心身障がい児（者）が、日常生活動作や運動機能等に関わる訓練指導など、必要な療育を受けるため北海道療育園に通園する際の交通費を支援します。	地域福祉課
関係機関との連携	児童相談支援センター「虹」やこども通園センター「のぞみ園」、放課後等デイサービスセンター「青空」の支援指導体制を充実し、専門機関や保健福祉センター、保育所や幼稚園、学校等との連携強化のもと、支援体制の充実を図ります。	こども・子育て応援課 学校教育課
自立支援協議会の推進（障がい児・者）	障がい者支援の検討機関として、障がい者とその支援団体からなる「自立支援協議会」を設置しています。また、協議会の中に専門部会（相談支援部会、子ども部会、重症心身障がい児・者部会、就労支援部会）を置き、部会ごとに福祉課題を共有し解決へ向けての活発な協議を行っており、今後も障がい者への総合的な支援に取り組めます。	地域福祉課 こども・子育て応援課
障がい児保育事業	認可保育所等における障がい児保育を実施します。	こども・子育て応援課

2-4 いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実

■方向性

○いじめや不登校等の問題を抱える家族や本人からの多様な相談に対応し、きめ細やかな支援が可能となるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援体制の充実に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
士別市いじめ防止基本方針の策定	国の「いじめ防止対策推進法」や北海道の「いじめの防止等に関する条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、「士別市いじめ防止基本方針」を策定しています。方針に基づき、学校・家庭・教育委員会・関係機関等の連携のもと、初期段階からの状況把握や対応に努めます。	学校教育課
不登校・いじめ問題等対策連絡会	不登校・いじめ問題等の解決、並びに防止のため、必要な事項について協議します。	学校教育課
心の教室相談員の配置	市内4校に相談員を配置し、児童生徒が抱える学校生活や日常の悩みや困りごとの相談に応じます。	学校教育課
青少年相談員の配置	青少年の健全育成を推進するため、児童生徒やその保護者等の相談及び指導に関する業務を担う「青少年相談員」を配置し、相談に応じます。	社会教育課
適応指導教室（愛称：ウィズ）	小中学校に登校できず家庭で過ごしている不登校の児童生徒を受け入れ、児童生徒の心情や悩みを受け止め、社会的な自立や学校復帰をめざして、家庭や学校と協力して支援を行います。	学校教育課

2-5 子どもの貧困対策の推進

■方向性

○子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに成長することができるよう、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び道の「北海道子どもの貧困対策推進計画」を踏まえながら、子どもの貧困対策に取り組みます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
ケアラー庁内連携会議	(支援体制の整備) 庁内横断的な連携体制により、庁内全体でケアラー・ヤングケアラーとその家族の支援に取り組みます。	こども・子育て応援課 地域福祉課 高齢者福祉課 学校教育課 社会教育課
生活困窮者自立相談支援事業、母子・父子自立支援事業	(生活困窮者に対する相談支援) 生活困窮者自立相談支援員や母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につながるよう相談支援を行います。	地域福祉課 こども・子育て応援課
こども家庭センター事業 【再掲】	(生活の安定に資するための支援) 妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する旧子育て世代包括支援センター(母子保健機能)と、様々な心配事をかかえた子どもやその家庭の相談に対応する旧家庭児童相談室(児童福祉機能)を統合した相談支援窓口を設置し、地域の様々な施設や機関が連携・協働して妊娠期から切れ目のない支援を行うための調整を行います。	こども・子育て応援課
幼児教育・保育の無償化 【再掲】	(教育の支援) 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化を適切に実施します。	こども・子育て応援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業 【再掲】	(母子家庭等に対する就労支援) 就業のための資格取得などの教育訓練を受講する場合に支払った経費の一部を助成します。	こども・子育て応援課
児童手当・児童扶養手当支給事業	(経済的支援) 市広報やホームページ等を活用し、制度の周知、案内を行うとともに、各制度に基づき適切な支給を実施します。	こども・子育て応援課
就学援助事業 【再掲】	(教育費負担の軽減) 経済的理由によって就学困難な児童生徒に、学校の教育活動に必要な費用(学用品費、給食費、通学費など)を援助します。	学校教育課

3 職業生活と家庭生活との調和の支援

3-1 「仕事と育児の両立」についての普及啓発

■方向性

○育児休業の取得や育児中の短時間勤務など、子育てしやすい職場環境づくりを進めるために、関係機関や企業等との連携強化に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
男女共同参画及びジェンダー平等の推進	男性の子育てや家事などへの参画をより進め、男女が共に仕事と家庭生活を両立することができる社会の実現に向けた啓発や取り組みを進めます。 また、男女共同を発展させるなかでジェンダーレスの視点を強化していきます。	企画課
育児休業制度等の普及・啓発の推進	育児休業制度や育児時間制度についての情報提供や広報活動を進め、事業主や企業、従業員等に対する普及・啓発に努めます。	商工労働観光課
職場環境づくりの促進	育児休業制度や育児時間制度の活用促進など、子育てしやすい職場環境づくりの普及・啓発の強化を図ります。	企画課 商工労働観光課

4 親と子どもの健康の確保・増進

4-1 子どもや母親の健康の確保

■方向性

○母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備や育児支援を図るとともに、すべての子どもたちが健康的な生活を送ることができるよう成長・発達の支援に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
妊婦健康相談	母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠中の健康相談や栄養相談等を実施します。	保健福祉センター
妊婦一般健康診査等受診票の交付	妊婦一般健康診査（14回）や超音波検査（6回）の健診料を助成します。	保健福祉センター
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯又は生活保護世帯である妊婦に初回産科受診料の費用助成をします。	保健福祉センター
多胎妊婦健康診査費の助成	多胎児を妊娠している方に、通常の妊婦一般健康診査に加えて受診した健診費用を、5回を上限に助成します。	保健福祉センター
マタニティスクールの開催	妊娠・出産・育児等に関し必要な知識の習得を図るための情報提供や父母同士の交流促進に努めます。	保健福祉センター
こども家庭センター事業【再掲】	妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する旧子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と、様々な心配事をかかえた子どもやその家庭の相談に対応する旧家庭児童相談室（児童福祉機能）を統合した相談支援窓口を設置し、地域の様々な施設や機関が連携・協働して妊娠期から切れ目のない支援を行うための調整を行います。	こども・子育て応援課
こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問含む）	乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境等の把握、養育相談、指導等を実施します。	保健福祉センター
マタニティ DAY	妊娠中からの居場所づくりや交流・学習の場としてマタニティ DAY を開催します。妊娠中から父親の育児参加の意識を高めるため妊婦体験も実施します。	こども・子育て応援課
産婦健康診査・産後ケア事業	出産後の母親に対し、産婦健康診査を実施し産後うつ等の予防を図るとともに、母乳育児や授乳についての助産師による指導を通じて、安心して子育てができる支援体制を確保します。	保健福祉センター

具体事業	取り組みの内容	担当課
1 か月児健康診査支援事業	生後 1 か月頃の赤ちゃんの発達状況等を確認するための健康診査の助成を行います。	保健福祉センター
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導や助言を行います。	保健福祉センター
赤ちゃん DAY の実施	居場所づくりや交流・学習の場として、子育て支援センター開放事業に合わせて、子育て支援の充実を図ることを目的として3～5カ月の乳児を持つ保護者を対象に赤ちゃん DAY を実施します	こども・子育て応援課
股関節脱臼検診	生後3、4カ月の乳児を対象に、股関節の疾病の早期発見のための検診を実施します。	保健福祉センター
乳幼児健診及び乳幼児相談	生後4ヵ月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の確認、医師の診察、歯科診察、栄養相談や育児相談等を実施します。	保健福祉センター
育児相談	こども家庭センターや保健福祉センター、保育所、幼稚園等との連携のもと、訪問来所等による育児相談を実施します。	こども・子育て応援課 保健福祉センター
予防接種の周知	新生児訪問や乳幼児健診、個別相談等で予防接種の適切な接種時期を周知します。	保健福祉センター

4-2 食育の推進

■方向性

○市民が生涯にわたって「食」に関心をもち、健やかな「体」と豊かな「心」を育むとともに、食の魅力があふれる「まちづくり」をめざし策定された、「土別市食育推進計画」に基づき、関係機関、団体と連携を図りながら、食育を推進します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
妊婦栄養指導	妊娠期に気をつけたい食材や個別に合ったバランスの良い食事についてのお話、栄養指導を実施します。	保健福祉センター
乳幼児健診での栄養相談	離乳食や幼児食の進め方や作り方などの栄養相談を実施します。	保健福祉センター
離乳食教室の開催	概ね生後4ヵ月から12ヵ月の乳児の保護者を対象とした離乳食の調理実習や、試食、講習を行います。	保健福祉センター
しっかり野菜 349g (サフォーク) レシピの紹介	食育の日(毎月19日)に市ホームページやSNS等で「食育の日につくろう しっかり野菜349g(サフォーク)レシピ」として、おすすめレシピをご紹介します。【年4回】	保健福祉センター

4-3 歯科保健対策の充実

■方向性

- 1歳6カ月児健診や3歳児健診において、食生活の改善とともに、早期から歯の健康意識を高める取り組みを行います。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
マタニティスクールでの健診・指導	歯科健診やブラッシング指導により、むし歯と歯周病予防に努めます。	保健福祉センター
10カ月児健診	10カ月健診時に歯科衛生士による歯科相談を実施することにより、むし歯予防への動機づけや定期的な歯科検診受診勧奨を行います。	保健福祉センター
1歳6カ月児及び3歳児健診	1歳6カ月児健診、3歳児健診時に歯科検診・歯科相談を実施することにより、むし歯予防の意識を高めるとともに、必要な場合には早期治療を勧奨して、むし歯の重症化を防ぎます。また、むし歯の原因ともなるおやつの種類や量、時間帯など、望ましい食生活習慣を確立するために栄養相談を実施します。	保健福祉センター

4-4 母子保健医療の確保

■方向性

○子どもの生命と健康を守り、母親が安心して子育てできるよう、広域的な連携を進めながら、周産期¹医療や小児医療の確保に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
小児医療の確保	上川北部圏域としての小児科医療のため、センター病院である名寄市立総合病院に小児科医を集約し、外来・入院ともに24時間体制を確保しつつ、士別市立病院では名寄市立総合病院からの出張医による平日の外来診療を行います。	士別市立病院
妊婦エントリーネットワーク事業	妊婦がかかりつけ医療機関や母体の情報を事前に市に届け出し、その情報を消防署に提供することにより、妊婦に緊急事態が発生し救急車を利用する際に、119番通報・かかりつけ医療機関との連絡に要する時間が短縮し、出産の不安軽減を図ります。	保健福祉センター
妊産婦交通費助成事業	妊産婦の健康診査や出産にかかる交通費の一部を助成します。	保健福祉センター
ひとり親家庭等交通費支援事業【再掲】	ひとり親家庭等の児童が士別市立病院小児科の診療時間外及び休診日において、名寄市立総合病院を受診する際に交通手段としてハイヤーを利用した場合に限り、通院に要する交通費を支援し保護者の負担の軽減を図ります。	こども・子育て応援課

¹周産期：妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。

周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。

5 一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進

5-1 子どもの権利の推進

■方向性

- 平成25年4月に施行した「土別市子どもの権利に関する条例」に基づく、「土別市子どもの権利に関する行動計画」を推進します。
- 子どもの意見表明や参加を促進するとともに、権利侵害に対する迅速で適切な相談や救済体制の充実、子どもの権利に関する理解促進を図ります。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
子どもの権利の周知と学習支援	子どもに関わるイベントや学校行事を通じて、子どもの権利に関する理解を深めます。また、ホームページや広報による周知や情報提供を行います。 学校での学級活動や道徳などの授業を通じて、子どもの成長過程に合わせた権利を学ぶ学習を進めます。	こども・子育て応援課 各学校
子どもの意見表明・参加の促進	子どもが関係する施策等における、子どもの参加や意見発表する機会を保障するとともに、参加しやすい体制をつくります。	こども・子育て応援課 中央公民館
子どもの権利侵害に関する相談・救済	救済委員会を設置し、権利侵害に関する相談・救済体制の充実を図ります。 こども家庭センターなどの相談機関が、子どもにとって相談しやすい場所となるよう、相談体制の充実をめるとともに、相談窓口や相談方法などについて情報提供を行います。	こども・子育て応援課

5-2 子どもの生きる力の育成

■方向性

- 多様な学習機会や体験機会を充実し、次世代を担う子どもたちの育成に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
職場体験の実施	中学生や高校生を対象に、病院や保育所等での職場体験を実施します。	各学校
あけぼの子どもセンター一中高生事業	あけぼの子どもセンターにおいて中高生を対象に、お菓子づくりやハンドメイド等、様々な体験ができる機会を推進します。	こども・子育て応援課

5-3 家庭や地域の教育力の向上

■方向性

○家庭における教育のあり方や子どもを育てる地域の役割の重要性を認識し、地域と家庭が連携しながら家庭教育と地域教育力の資質向上に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
家庭教育推進事業	家庭教育に関する広報・啓発を行い、家庭教育力の向上を図ります。	社会教育課
ブックスタート事業	出生後5カ月と3歳になったときに絵本をプレゼントし、絵本を通して子どもの心の安らかな発達と子育てを楽しめる育児環境づくりを進めます。	市立図書館
子ども文化活動推進事業	地域の特色を活かした体験活動をとおして子どもたちのふるさとへの郷土愛を育む機会を提供します。	社会教育課 中央公民館 博物館
子どもの学習・生活習慣定着推進事業	児童の望ましい学習習慣及び生活習慣の定着と、自立する力及び他者と協働する力を身につける場を提供します。	社会教育課
学校・家庭・地域連携協力推進事業	学校と家庭、地域の連携・協働を進め教育環境の充実を図るとともに、学校を核とした地域づくりを推進するため、コミュニティ・スクールと連携した活動を推進します。	学校教育課 社会教育課

6 安心して子育てできる環境づくり

6-1 安心して、遊び、生活することができる環境づくり

■方向性

○子どもたちが、のびのびと遊び、活動するとともに、子どもや保護者同士が交流できる場づくりを推進します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
公園整備事業	子どもや保護者、保育所・幼稚園等の従事者、一般市民の意見を多く取り入れ、安全・安心で魅力ある公園整備に努めます。	都市環境課
いきいき健康センターの活用	子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がより利用しやすい施設となるように努めます。	高齢者福祉課

6-2 子どもの交通安全の確保

■方向性

○幼少期からの交通安全に対する意識向上のため、交通安全啓発や体制づくりに努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
交通安全教室	交通安全指導員（交通安全教育隊）により、保育所・幼稚園・小学校・中学校で交通安全教室を実施します。	くらし安全課
交通安全指導員の配置	交通安全指導員（登下校専任指導員）による登下校指導を実施します。	くらし安全課

6-3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■方向性

○犯罪・事故等の被害を未然に防止するため、住民の連帯感を深め、防犯の意識を高めるとともに、地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を醸成することで地域の安全を守ります。

○災害時に備え、子どもたちを守るための訓練の実施や体制の整備、子どもたちの災害意識の向上を図ります。

○青少年の健全な育成を図るため、青少年指導センターを設置し、非行防止に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
「地域の目と声をください運動」の促進	関係機関と連携し、子どもへの声かけを実施します。	くらし安全課
子ども110番の家・店防犯ステーションの設置	犯罪や事故に遭遇しそうなときの避難場所として、事業所等が「子ども110番の家・店」を防犯ステーションとして登録することにより、事故や犯罪の未然防止に努めます。	学校教育課
防犯対策の強化	警察などと連携し講習会を開催するなど、職員の防犯に対する心構えや、不審者への対応を学ぶことにより、防犯対策の強化を図ります。 子どもの防犯意識を高めるため、防犯教育を実施します。	各施設
防犯情報の提供	市ホームページや広報紙、しべつ暮らしナビ、くらしねっと情報などで情報を発信します。	くらし安全課
防災対策への取り組み	各施設での避難訓練の実施をはじめ、職員体制や連絡先の確認、防災用品や水などの備蓄、施設が避難所となった場合の検討など、災害時における子どもの安全確保対策に努めます。 市で実施する防災訓練に積極的に参加します。	各施設、学校
防災意識の向上	避難訓練や防災訓練、幼年消防クラブの活動等を通じて、防災や火災予防に関する知識を学びます。	各施設、学校
青少年問題協議会	関係機関と連携し、青少年を取り巻く環境や犯罪傾向等の情報共有を図ります。	社会教育課
青少年指導センター	青少年の指導に関係する学校や警察などと連携、協力し、有効適切な指導活動を推進します。	社会教育課
消費者教育	消費者教育支援事業として小・中学校、高校の授業において、インターネットやスマートフォンによる被害を防止するための講座などを実施します。	くらし安全課

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）の根拠法となる「子ども・子育て関連3法」は、次に掲げる法律の総称です。

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律〔認定こども園法改正〕

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 新制度の目的と主な内容

新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現をめざして創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ること。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

行政による設置認可の仕組みを改善し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」等の様々な手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消すること。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関する様々なニーズに 대응することができるよう、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）」、「延長保育」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ること。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域をさし、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を明記することが求められています。

(2) 区域設定

本計画において、土別市全域を1つの区域としており、現在の教育・保育施設の供給体制、留用状況を踏まえ、市内全域を1つの区域とします。

3 幼児期の教育・保育に関する量の見込み・確保方策

3-1 教育・保育の量の見込み

(1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、本市における令和7（2025）～11（2029）年度の児童人口を推計しました。

年齢	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	57人	54人	54人	52人	51人
1歳	62人	59人	56人	56人	54人
2歳	48人	60人	57人	54人	54人
3歳	78人	49人	61人	58人	55人
4歳	80人	79人	50人	62人	59人
5歳	82人	79人	78人	49人	61人
6歳	80人	80人	77人	76人	47人
7歳	84人	79人	79人	76人	75人
8歳	88人	81人	76人	76人	74人
9歳	99人	89人	82人	77人	77人
10歳	89人	96人	86人	79人	74人
11歳	107人	89人	96人	86人	79人

※児童人口の推計は平成31（2019）年から令和5（2023）年までの住民基本台帳をもとにして「コーホート変化率法で推計しました。「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 保育の必要性の認定（支給認定）について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給することになっています。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園 地域型保育事業

(3) 量の見込みと確保方策

国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5（2023）年に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績を踏まえ、量の見込み（需要量）を定めます。また、量の見込みに対して、幼稚園、認定こども園、保育所等の確保方策（供給量）を設定します。

各認定区分、年度における量の見込みと確保方策は下表のとおりです。

■ 1号認定（満3歳以上）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	106人	93人	86人	78人	80人
1号認定	96人	83人	76人	68人	70人
2号認定で 教育の意向が強い	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策 (幼稚園・認定こども園)	122人	122人	122人	122人	122人

【確保方策】

既存の幼稚園、認定こども園の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 2号認定（満3歳以上）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	129人	110人	100人	88人	92人
確保方策	141人	141人	141人	141人	141人
認可保育所 認定こども園	125人	125人	125人	125人	125人
認可外保育所	16人	16人	16人	16人	16人

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 3号認定（2歳）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34人	42人	40人	38人	38人
確保方策	45人	45人	45人	45人	45人
認可保育所 認定こども園	41人	41人	41人	41人	41人
認可外保育所	4人	4人	4人	4人	4人

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 3号認定（1歳）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36人	34人	33人	33人	32人
確保方策	36人	36人	36人	36人	36人
認可保育所 認定こども園	34人	34人	34人	34人	34人
認可外保育所	2人	2人	2人	2人	2人

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 3号認定（0歳）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18人	18人	18人	17人	17人
確保方策	18人	18人	18人	18人	18人
認可保育所 認定こども園	18人	18人	18人	18人	18人
認可外保育所	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

以下の事業について、教育・保育事業と同様に国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5（2023）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績などを踏まえ、量の見込み及び確保方策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②利用者支援事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦一時預かり事業
- ⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑫子育て世帯訪問支援事業
- ⑬児童育成支援拠点事業
- ⑭親子関係形成支援事業
- ⑮妊婦等包括相談支援事業
- ⑯産後ケア事業
- ⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑱多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※このうち全国共通で量の見込みを算出することとされている①～⑪と、令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正によりそれぞれ新たに創設された事業⑫～⑱について区分ごとに算出します。

①地域子育て支援拠点事業

- 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 子育て支援センター「ゆら」、つどいの広場「きら」において実施します。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人数）	6,006人	5,525人	5,083人	4,677人	4,302人
確保方策（実施施設数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

②利用者支援事業

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- 利用者支援を実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・共同体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談をはじめ、医療機関や子育てに関わるその他の関係機関と連携して支援を行う「こども家庭センター型」があります。
- 令和6年4月より、こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 (実施施設数)	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③妊婦健康診査

- 妊娠全期を通して妊婦が定期的に行う健診の費用（14回分）及び超音波検査にかかる費用（6回分）を助成する事業です。
- 母子健康手帳交付時に受診券を交付し、北海道の医療機関で指定検査項目を無料で受診することができます。

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	57人	54人	54人	52人	51人
	健診回数	798回	756回	756回	728回	714回
確保方策（実施体制）		保健福祉センター、健診回数：一人あたり14回				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行うなどの目的で、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問する事業です。
- 対象となるすべての家庭の訪問をめざし、養育支援が必要とされる家庭の早期把握につなげていきます。

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（対象者数）		57件	54件	54件	52件	51件
確保方策（実施体制）		保健福祉センター				

⑤養育支援訪問事業

- 養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。
- 乳児家庭全戸訪問事業と連携し、養育支援が必要とされる家庭の早期把握・早期支援ができるよう努めます。

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（対象者数）		20件	20件	20件	20件	20件
確保方策（実施体制）		保健福祉センター				

⑥子育て短期支援事業

- 保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
- 本市では、受け入れ先となる児童養護施設等がないため、現在実施していない事業であり、当面は実施しないものとします。
- 保護者の疾病等により、子どもがが家庭で生活することが困難な状況が生じたときは、児童相談所での一時保護により対応します。

⑦一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。
- 量の見込みは、幼稚園における在園児を対象にした一時預かりと幼稚園児以外（在宅児童及び保育所・幼稚園等利用者の休園日の預かり等）に分けて算出することとなっています。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

- 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- アンケート調査では、幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、認可保育所、幼稚園に次いで利用意向が高くなっています。
- 既存の幼稚園及び認定こども園と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人数）	9,658人	9,494人	9,405人	9,306人	9,335人
確保方策	9,658人	9,494人	9,405人	9,306人	9,335人

■幼稚園児以外（在宅児童及び保育所・幼稚園等利用者の休園日の預かり等）

- 在宅児童及び保育所・幼稚園等利用者の休園日を対象とした一時預かり事業です。
- 認可保育所（あいの実保育園、あさひ認定こども園）2か所で実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業においても実施しています。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人数）	2,490人	2,390人	2,295人	2,203人	2,269人
確保方策	6,870人	6,870人	6,870人	6,870人	6,870人
保育所の一時預かり	6,670人	6,670人	6,670人	6,670人	6,670人
ファミリー・サポート・センター事業【就学前】	200人	200人	200人	200人	200人

⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

- 児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において看護師や保育士が一時的に保育する事業です。
- アンケート調査では、「親が仕事を休んで対応できる」、「子どもを他人にみてもらうのは不安」などの理由から、利用を希望しない割合が高い状況となっています。
- 病後児保育は、子育てサポート「むっくり」で実施していますが、病児保育は、実施していません。病児保育事業の実施については、施設整備や職員の確保が引き続き課題となります。

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人数）		12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	提供量	12人	12人	12人	12人	12人
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

- 保育所利用者を対象に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。
- 本市では、唯一実施していた認可外保育所（こぶたの家保育園）が令和5年度に閉園したため、現在は実施している施設はありません。

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- 保護者が就労等により留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るものです。
- 6小学校区のうち、土別小学校区、土別南小学校区が児童センターにおいて、糸魚小学校区は、あさひ認定こども園内において実施しています。
- 上土別小学校区では、保育所の空き部屋を利用した学童保育を実施し、温根別小学校区、多寄小学校区では、放課後子ども教室を実施しています。
- 少子化による学校統廃合が検討されているため、児童の居場所の確保については都度検討します。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （登録児童数）	197人	187人	179人	175人	154人
1年生	51人	51人	49人	48人	30人
2年生	51人	48人	48人	47人	46人
3年生	49人	45人	43人	43人	42人
4年生	29人	26人	24人	23人	23人
5年生	13人	14人	12人	11人	10人
6年生	4人	3人	3人	3人	3人
確保方策（定員）	235人	235人	235人	235人	235人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

- 児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人数） 【小学生】	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策（会員数）					
提供会員	20人	20人	20人	20人	20人
依頼会員	70人	70人	70人	70人	70人
両方会員	3人	3人	3人	3人	3人
合 計	93人	93人	93人	93人	93人

※就学前児童分については、「一時預かり事業」参照

⑫子育て世帯訪問支援事業

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。
- 本市では、人材の確保が困難な状況があり、類似事業として養育支援訪問事業をこども家庭センターで実施していることから、当面は実施しないものとします。

⑬児童育成支援拠点事業

- 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題にに応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。
- 拠点となる居場所の確保に加え支援を行う人材確保が困難であり、類似事業で適応児童教室を設置していることから、当面は実施しないものとします。

⑭親子関係形成支援事業

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です
- 本市では、類似事業として11 か月から1歳4か月の児を対象に「わくわくDAY」を開催しています。
- 多機関多職種スタッフが従事しており、相談しやすい体制を整えています。

⑮妊婦等包括相談支援事業

- 妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	171件	162件	162件	156件	153件
確保方策（実施体制）	こども家庭センター、面談回数：一人あたり3回				

⑩産後ケア事業

○出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	75件	74件	74件	73件	73件
確保方策（延べ人数）	75件	74件	74件	73件	73件
確保方策（実施体制）	保健福祉センター、利用回数：一人あたり5回まで				

3-3 乳児等通園支援の量の見込み・確保方策

保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が月10時間を上限に時間単位で実施施設を利用できる乳児等通園支援事業、通称『こども誰でも通園制度』について、令和8年度からの本格実施に伴い、国の基本方針や手引き等に基づき、量の見込み及び確保方策を設定します。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要定員数）	—	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策（必要定員数）	—	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策（実施体制）	子育て支援センター「ゆら」				

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、本事業と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園等における満3歳児クラスの活用を促進し、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

3-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進方策

教育・保育の一体的な提供においては、子どもが健やかに育成されるよう、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

3-5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行います。

3-6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して北海道が行う子どもに関する施策との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、関係する各機関と連携のもと本市の実情に応じた施策を展開します。

3-7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方の見直しを図るため、北海道や地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

資料編

資料1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果の概要

(1) 調査の概要について

①調査の目的

本アンケート調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため就学前又は就学中の保護者に対して実施しました。

②調査の対象と配布・回収数

対象	配布数(票)	回収数(票)	回収率(%)
①就学前児童の保護者	367	214	58.3
②小学生の保護者	459	230	50.1

③調査期間

令和6(2024)年1月～2月

④調査の方法

郵送による配布・回収

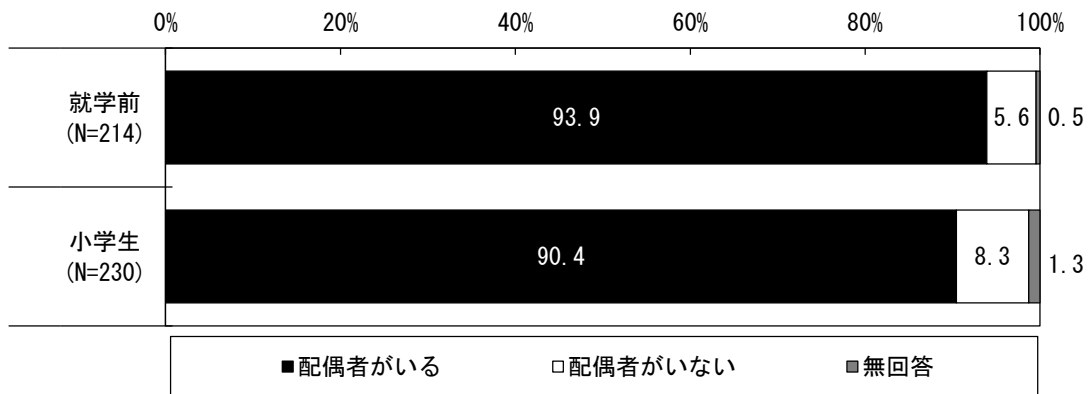
⑤調査結果の見方

- i) グラフのN(n)は、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。N(大文字)はすべての人が回答する設問、n(小文字)は限定設問やクロス集計等で、回答者の一部を集計した基準値(母数となる値)です。
- ii) 割合は、N(n)に対する各回答数の百分率(%)です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記し、一人の回答者が1つの回答をする設問(単数回答/SA)では、(99.9%、100.1%など)合計が100.0%とならない場合があります。
- iii) 一人の回答者が2つ以上の回答をすることができる設問(複数回答/MA)は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。
- iv) クロス集計表の表側(分類層)は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しない場合があります。
- v) クロス集計表で、構成比率第1位は■(黒色)、第2位は■(濃い灰色)、第3位は■(薄い灰色)で色付けをしています。
- vi) グラフや表の選択肢(カテゴリー)は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

(2) 子どもと家族の状況について

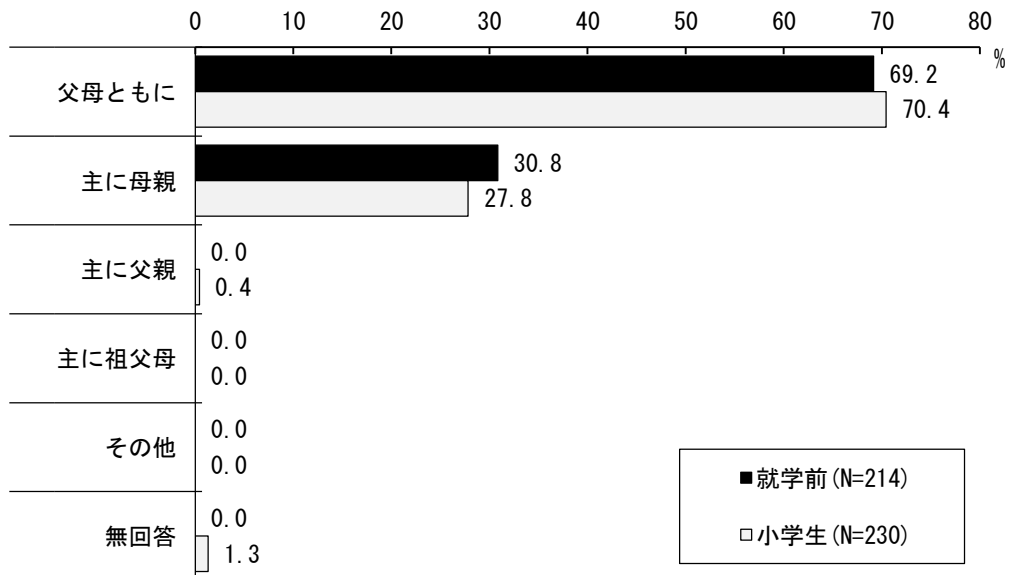
●配偶者の有無

○「配偶者がいない」の割合は、就学前児童の保護者（以下、「就学前」といいます。）が5.6%、小学生の保護者（以下、「小学生」といいます。）が8.3%となっています。



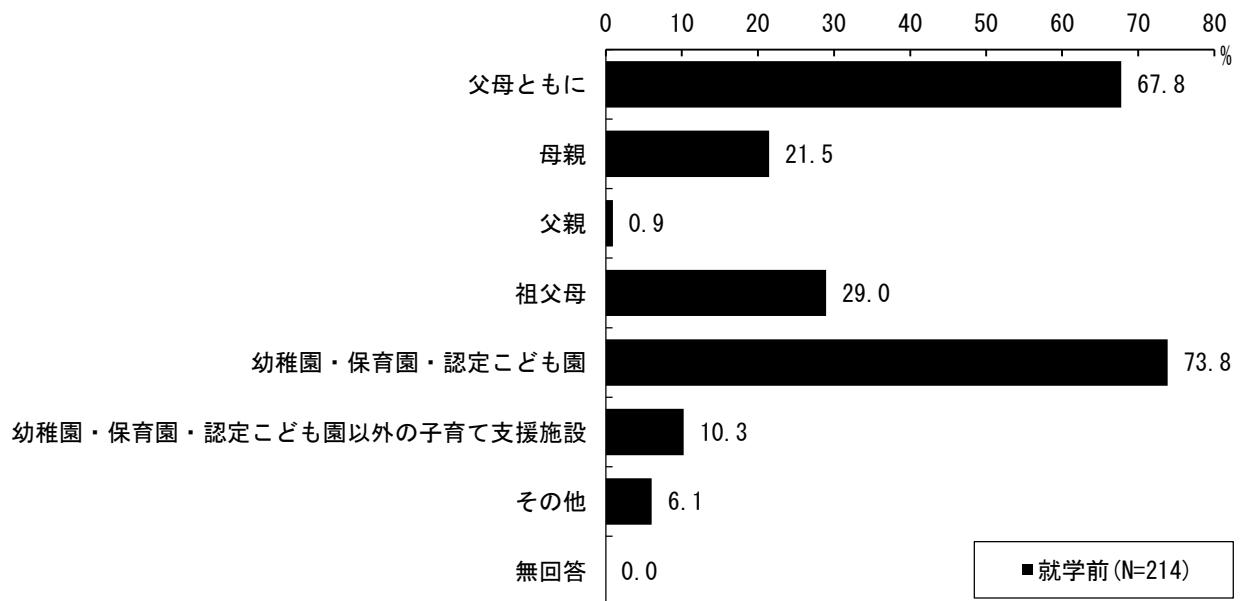
●主に子育てをしている人

○就学前、小学生のいずれにおいても「父母ともに」の割合が最も高く、就学前では69.2%、小学生では70.4%となっており、次いで、就学前、小学生のいずれにおいても「主に母親」の割合が高く、就学前では30.8%、小学生では27.8%となっています。



●日常的に子育てにかかわっている人（施設）

○「幼稚園・保育園・認定こども園」の割合が73.8%と最も高く、次いで「父母ともに」が67.8%、「祖父母」が29.0%、「母親」が21.5%の順となっています。

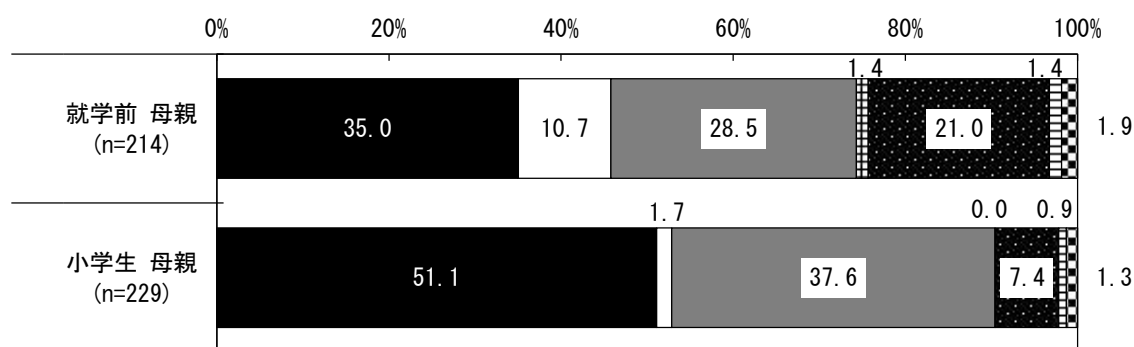


(3) 保護者の就労状況について

●母親の就労状況

○就学前では、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.0%と最も高く、次いで「パートアルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労」が28.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.0%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」が10.7%の順となっています。

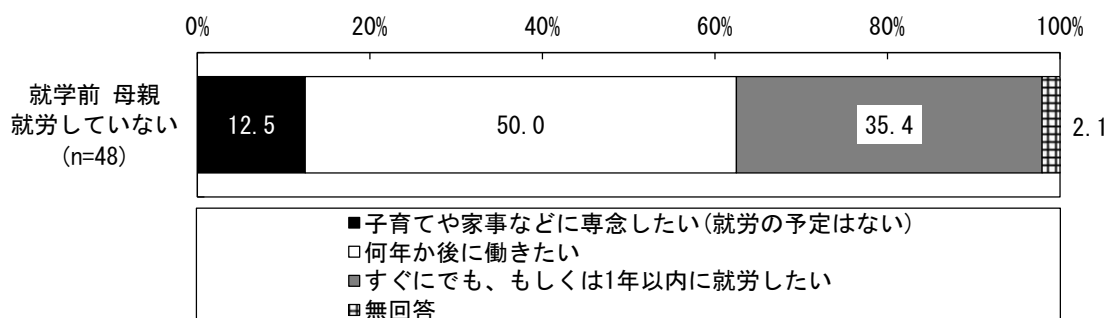
○小学生では、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が51.1%と最も高く、次いで「パートアルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労」が37.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.4%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」が1.7%の順となっています。



- フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労
- ▣パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまでに就労したことがない
- 無回答

●現在就労していない母親の就労希望

○「何年か後に働きたい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が35.4%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が12.5%の順となっています。



- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 何年か後に働きたい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答

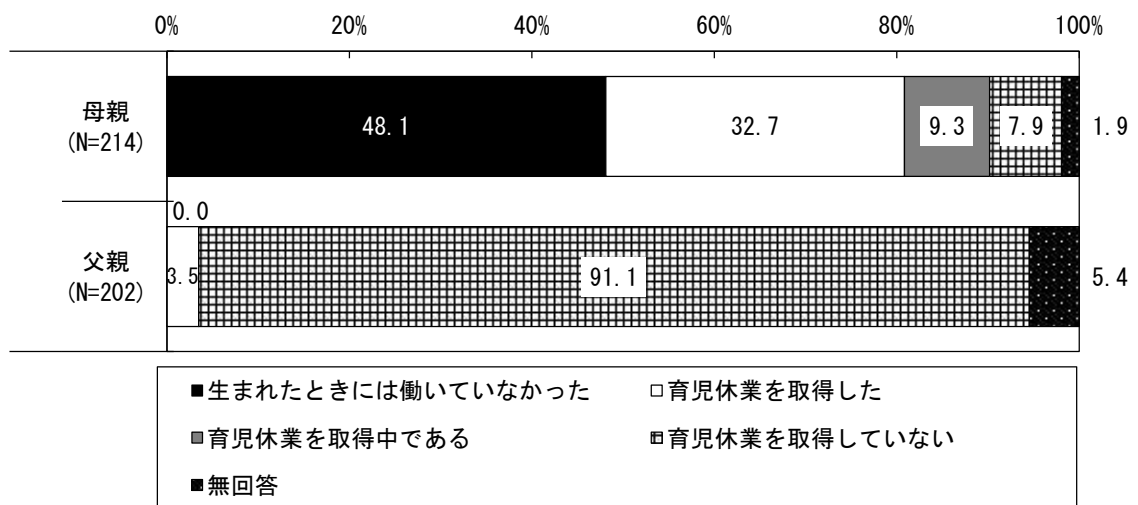
(4) 育児休業や復帰後の状況について

●育児休業の取得状況

○母親は、「生まれたときには働いていなかった」の割合が48.1%と最も高く、次いで「育児休業を取得した」が32.7%、「育児休業を取得中である」が9.3%、「育児休業を取得していない」が7.9%の順となっています。

○父親は、「育児休業を取得していない」の割合が91.1%と最も高く、次いで「育児休業を取得した」が3.5%（7件）、「生まれたときには働いていなかった」と「育児休業を取得中である」がともに0.0%（0件）の順となっています。

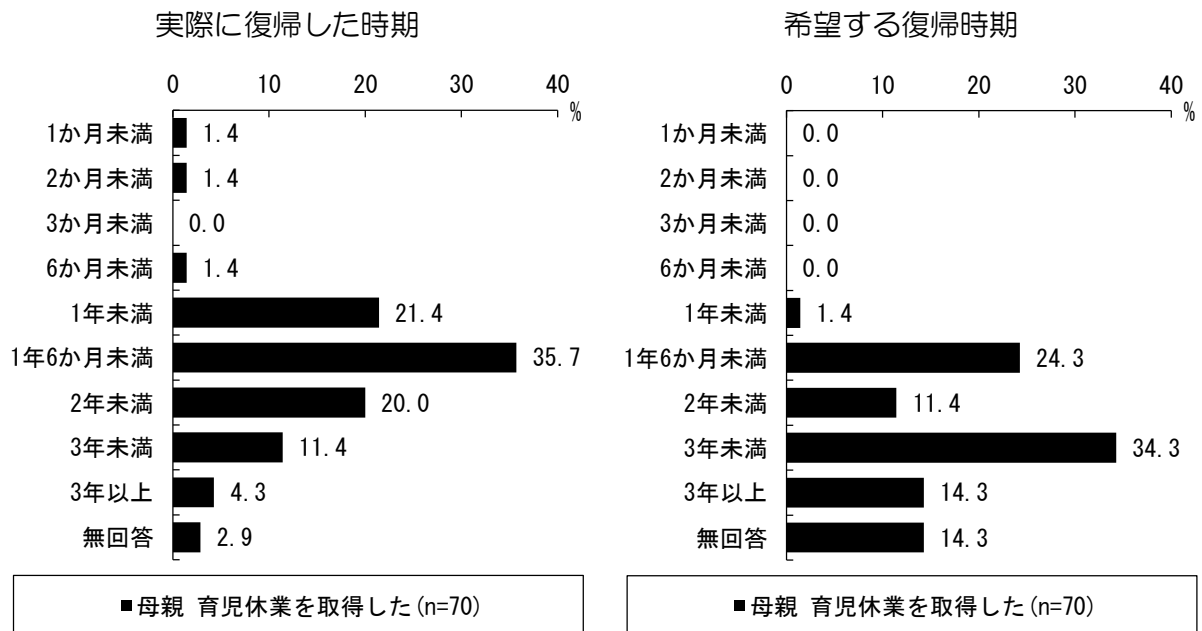
○父親の「育児休業を取得していない」の割合は、母親と比較して大幅に高くなっています。



●職場復帰した時期

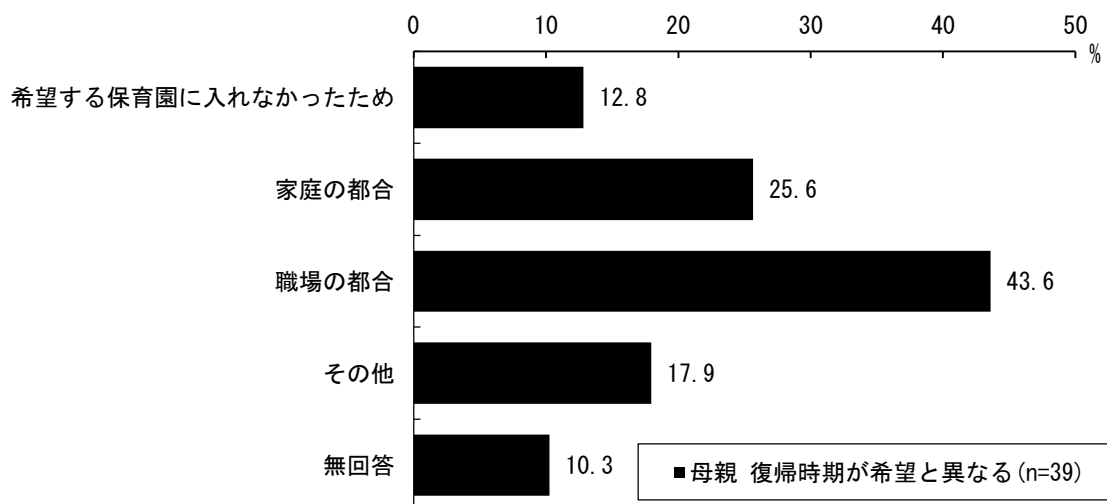
○母親が実際に復帰した時期は、「1年6か月未満」の割合が35.7%と最も高く、次いで「1年未満」が21.4%、「2年未満」が20.0%の順となっています。

○母親の希望の復帰時期は、「3年未満」の割合が34.3%と最も高く、次いで「1年6か月未満」が24.3%、「3年以上」が14.3%の順となっています。



●職場復帰時期が希望と異なる理由

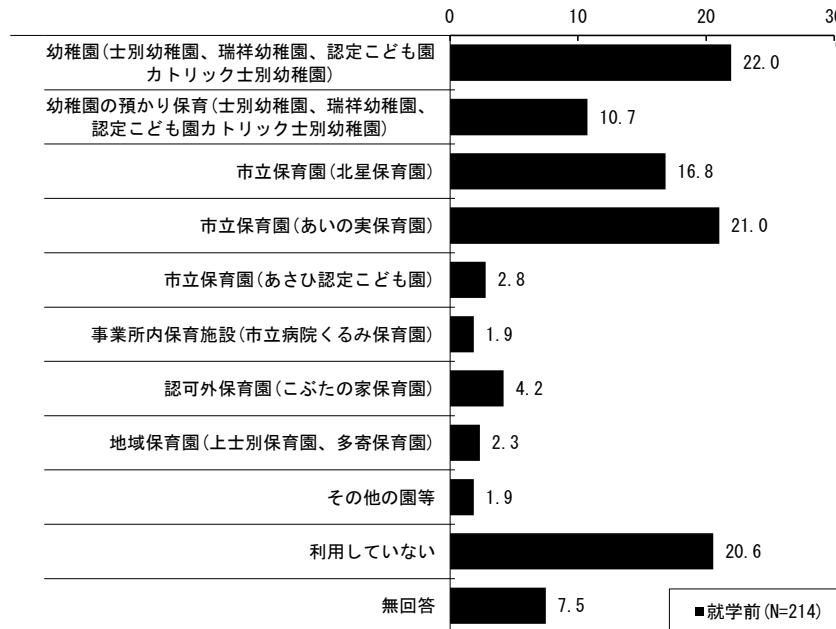
○母親の復帰時期が希望と異なる理由は、「職場の都合」の割合が43.6%と最も高く、次いで「家庭の都合」が25.6%、「希望する保育園に入れなかったため」が12.8%の順となっています。



(5) 幼稚園や保育所等の利用について

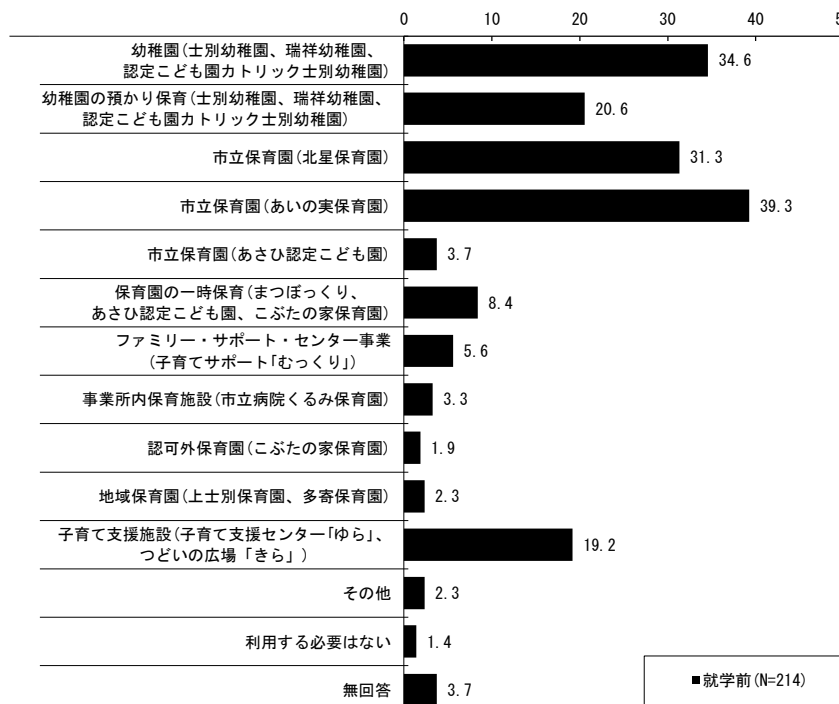
●平日の定期的な利用状況

- 「市立保育園」の割合が合計で40.6%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が高く、22.0%となっています。
- 「利用していない」の割合は、全体では20.6%となっており、年齢区分別にみると、「0歳」では76.6%、「1・2歳」では13.3%、「3～5歳」では0.0%となっています。



●平日の定期的な利用希望

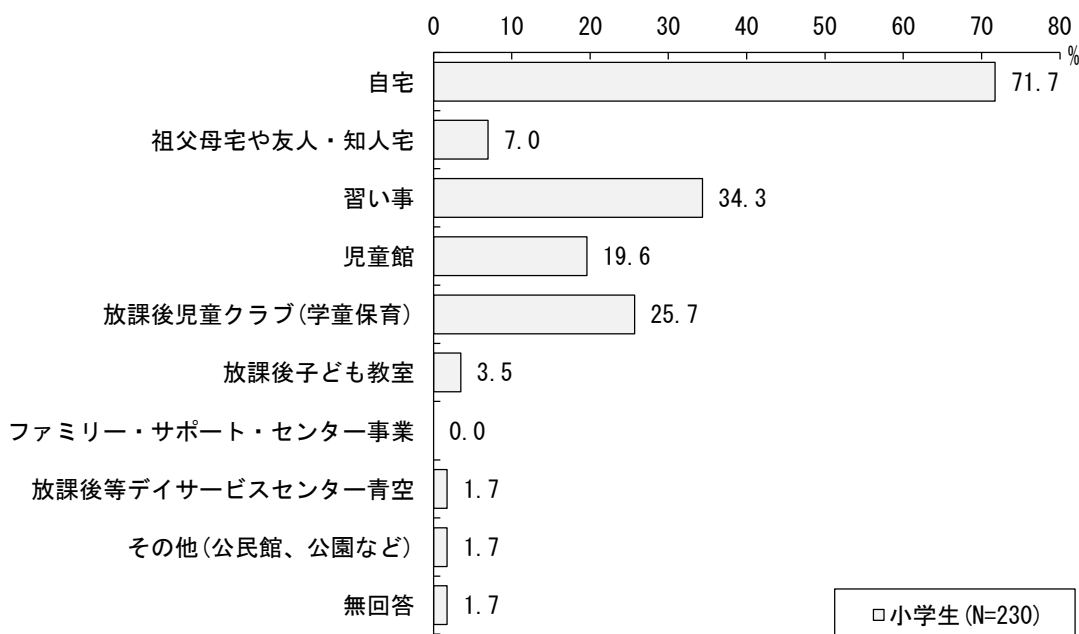
- 「市立保育園」の割合が合計で74.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が34.6%、「幼稚園の預かり保育」が20.6%、「子育て支援施設」が19.2%の順となっています。



(6) 放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用状況について

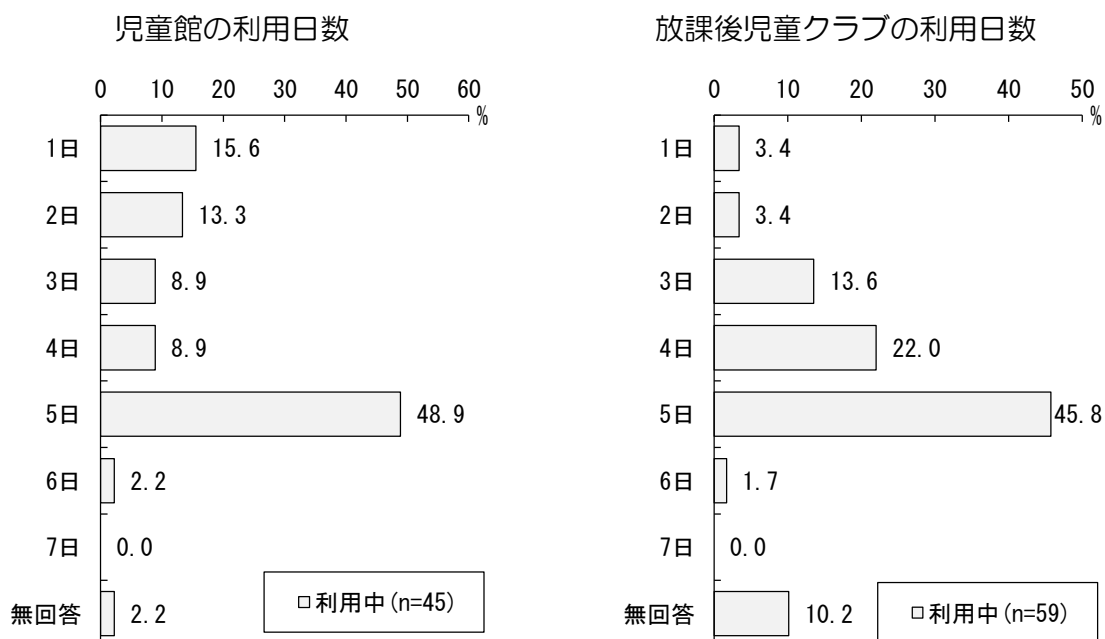
●放課後の過ごし方

○小学生の放課後の過ごし方をみると、「自宅」の割合が71.7%と最も高く、次いで「習い事」が34.3%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が25.7%、「児童館」が19.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が7.0%の順となっています。



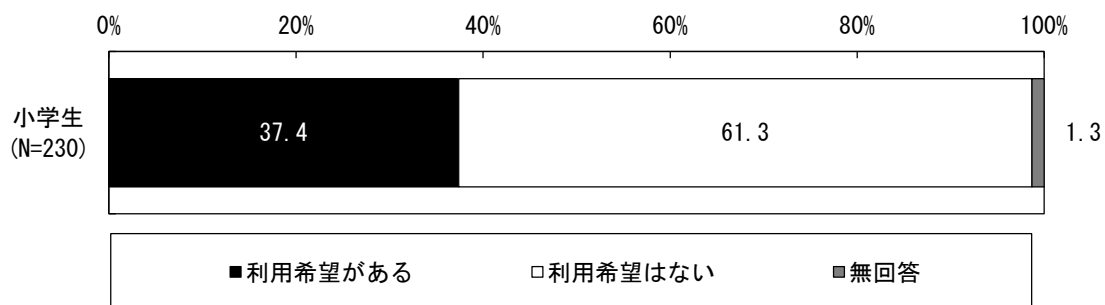
○児童館の利用日数は、「5日」の割合が48.9%と最も高く、次いで「1日」が15.6%、「2日」が13.3%、「3日」と「4日」がともに8.9%の順となっています。

○放課後児童クラブの利用日数は、「5日」の割合が45.8%と最も高く、次いで「4日」が22.0%、「3日」が13.6%、「1日」と「2日」がともに3.4%の順となっています。

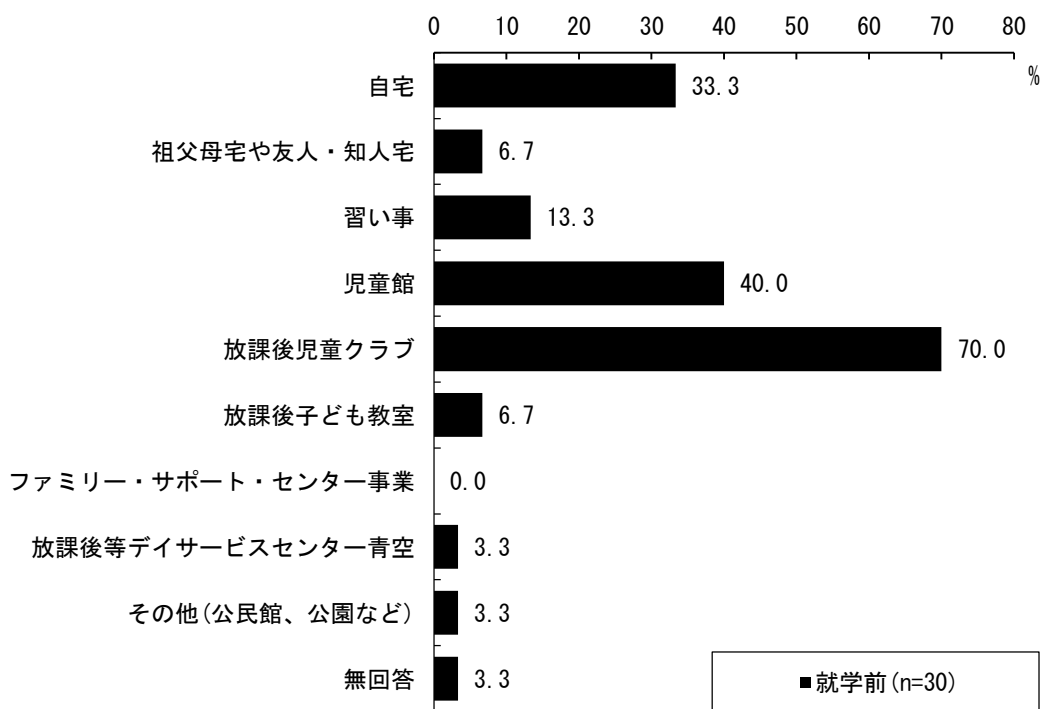


●放課後児童クラブの利用希望（平日）

○「利用希望がある」の割合は、全体では37.4%となっており、学年別にみると、「低学年（1～3年生）」では60.4%、「高学年（4～6年生）」では4.4%となっています。



○なお、就学前の「小学校に入学したときは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか」の問いでは、「放課後児童クラブ」の割合が70.0%と最も高くなっています。

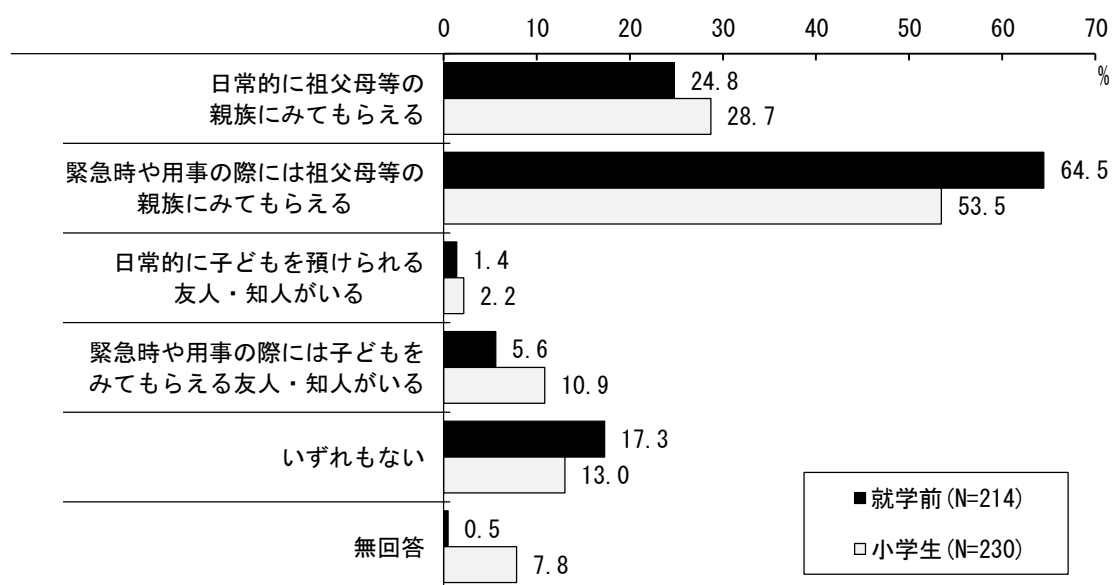


(7) 一時預かり保育等の利用状況について

●自宅での保育ができないときに子どもをみてもらえる人

○就学前、小学生のいずれにおいても「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、就学前では64.5%、小学生では53.5%となっており、次いで、就学前、小学生のいずれにおいても「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、就学前では24.8%、小学生では28.7%となっています。

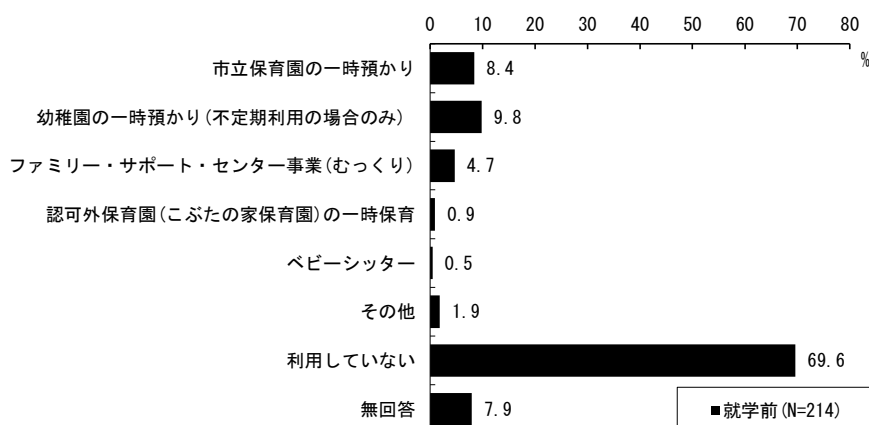
○一方、「いずれもない」の割合は、就学前では17.3%、小学生では13.0%となっています。



●一時預かり保育等の利用状況

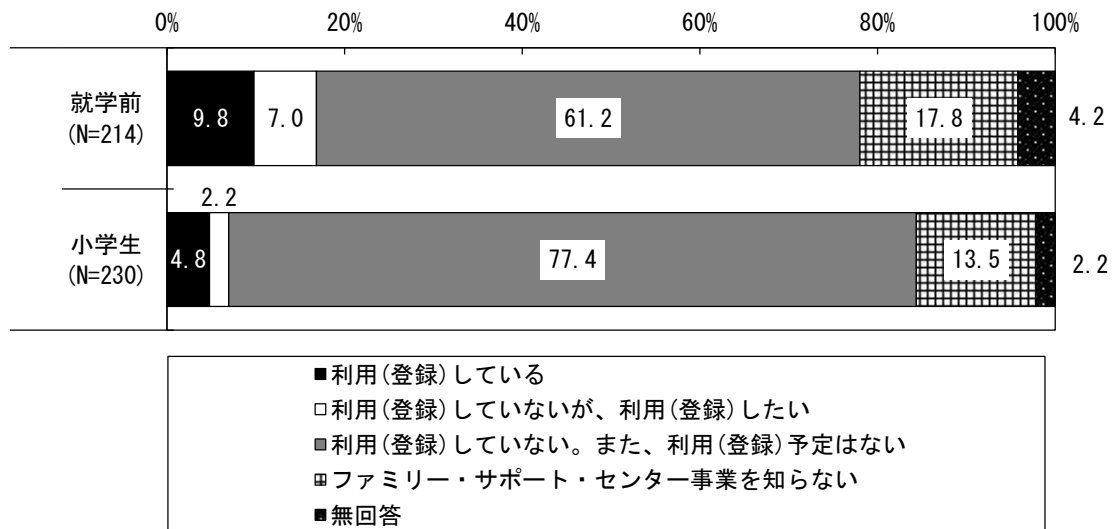
○一時預かり保育等を利用している方の状況として、就学前では、「幼稚園の一時預かり（不定期利用の場合のみ）」の割合が9.8%と最も高く、次いで「市立保育園の一時預かり」が8.4%、「ファミリー・サポート・センター事業（むっこり）」が4.7%の順となっています。

○一方、「利用していない」の割合は、就学前では69.6%、小学生では94.8%となっています。



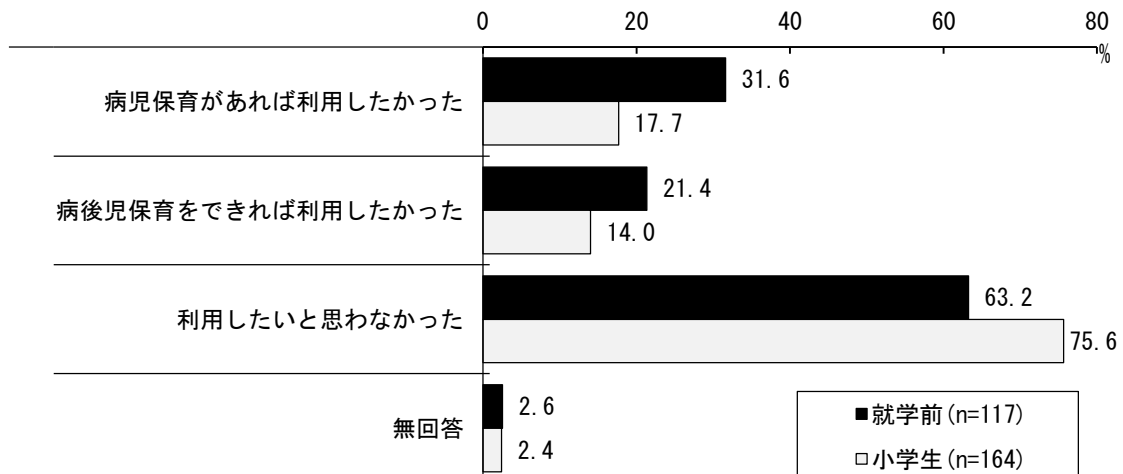
●ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

- 「利用（登録）していない。また、利用（登録）予定はない」の割合が最も高く、就学前では61.2%、小学生では77.4%となっています。
- 「利用（登録）している」の割合は、就学前では9.8%、小学生では4.8%となっています。
- 「利用（登録）していないが、利用（登録）したい」の割合は、就学前では7.0%、小学生では2.2%となっています。



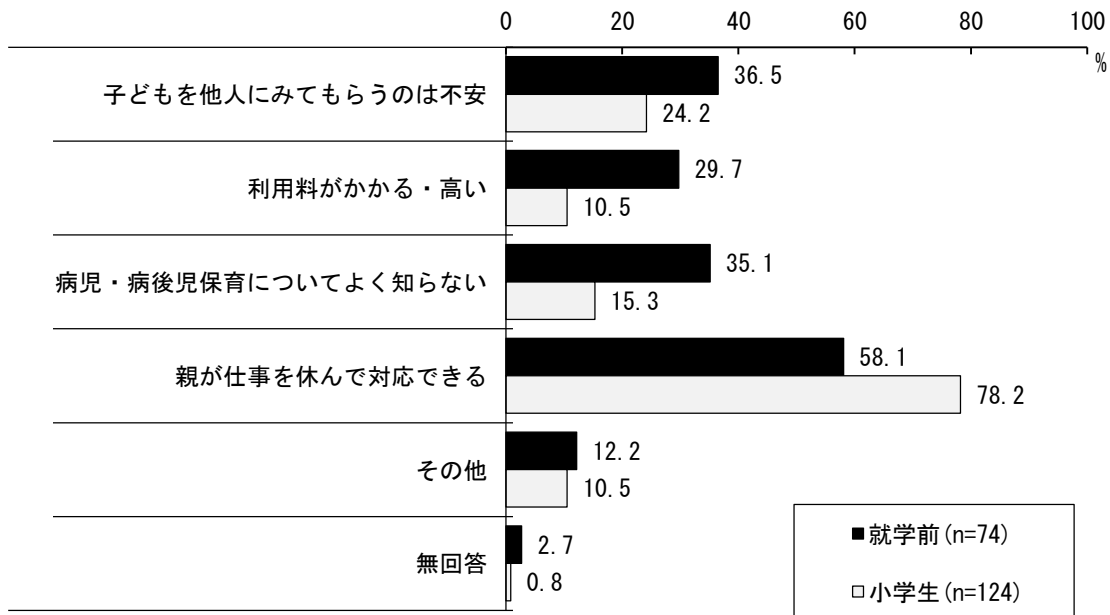
●病児・病後児保育の利用

- 父親や母親が仕事を休むことが困難などの際、「病児保育があれば利用したかった」の割合は、就学前では31.6%、小学生では17.7%となっています。
- 「病後児保育をできれば利用したかった」の割合は、就学前では21.4%、小学生では14.0%となっています。
- 一方、「利用したいと思わなかった」の割合は、就学前では63.2%、小学生では75.6%となっています。



●病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

○「親が仕事を休んで対応できる」の割合が最も高く、就学前では58.1%、小学生では78.2%となっており、次いで「子どもを他人にみてもらうのは不安」が就学前では36.5%、小学生では24.2%、「病児・病後児保育についてよく知らない」が就学前では35.1%、小学生では15.3%、「利用料がかかる・高い」が就学前では29.7%、小学生では10.5%の順となっています。



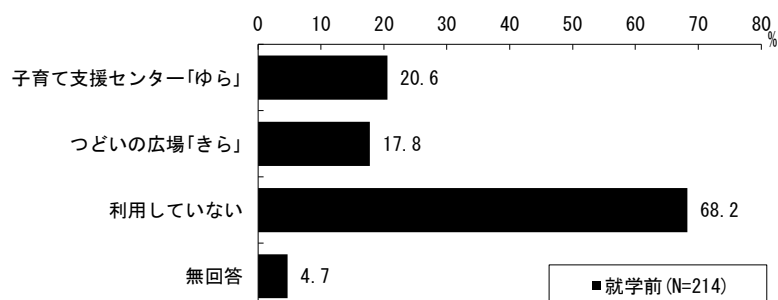
(8) 市の子育て関連サービスについて

●子育て支援センター、つどいの広場の利用（就学前）

○『子育て支援センター「ゆら」』を利用している割合は、全体では20.6%で、年齢区別にみると、「0歳」では53.2%、「1・2歳」では25.0%、「3～5歳」では3.9%となっています。

○『つどいの広場「きら」』を利用している割合は、全体では17.8%で、年齢区別にみると、「0歳」では34.0%、「1・2歳」では28.3%、「3～5歳」では4.9%となっています。

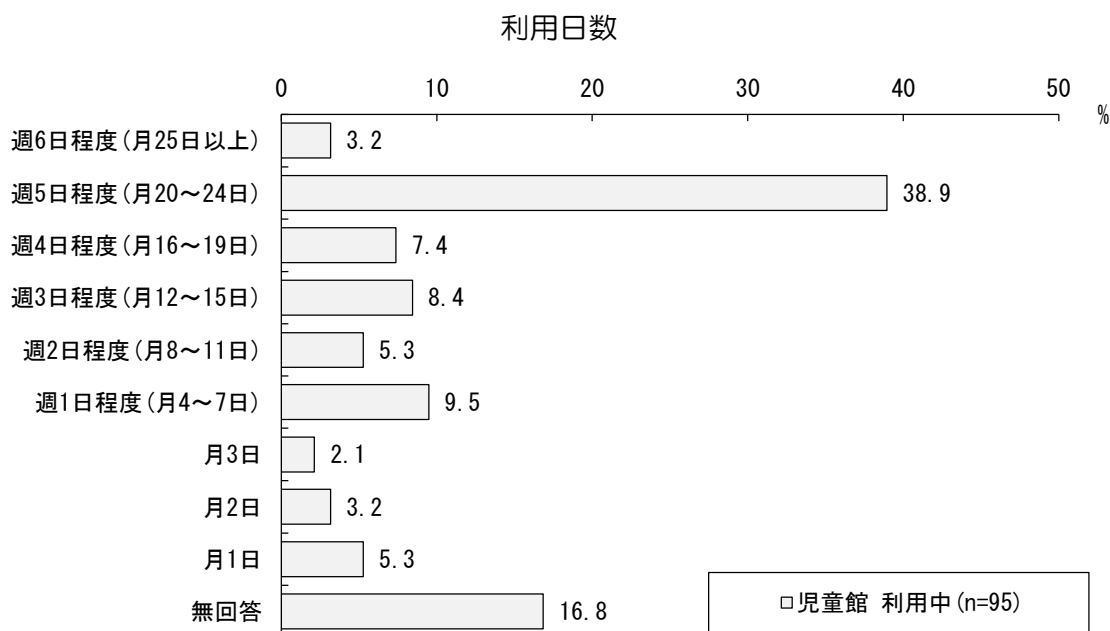
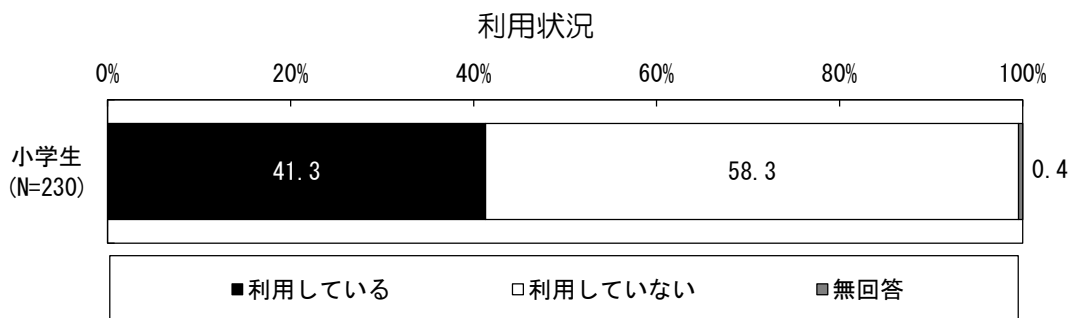
○『利用していない』の割合は、全体では68.2%で、年齢区別にみると、「0歳」では34.0%、「1・2歳」では61.7%、「3～5歳」では86.3%となっています。



●児童館の利用（小学生）

○「利用している」の割合は、全体では41.3%で、学年別にみると、「低学年（1～3年生）」では64.2%、「高学年（4～6年生）」では8.8%となっています。

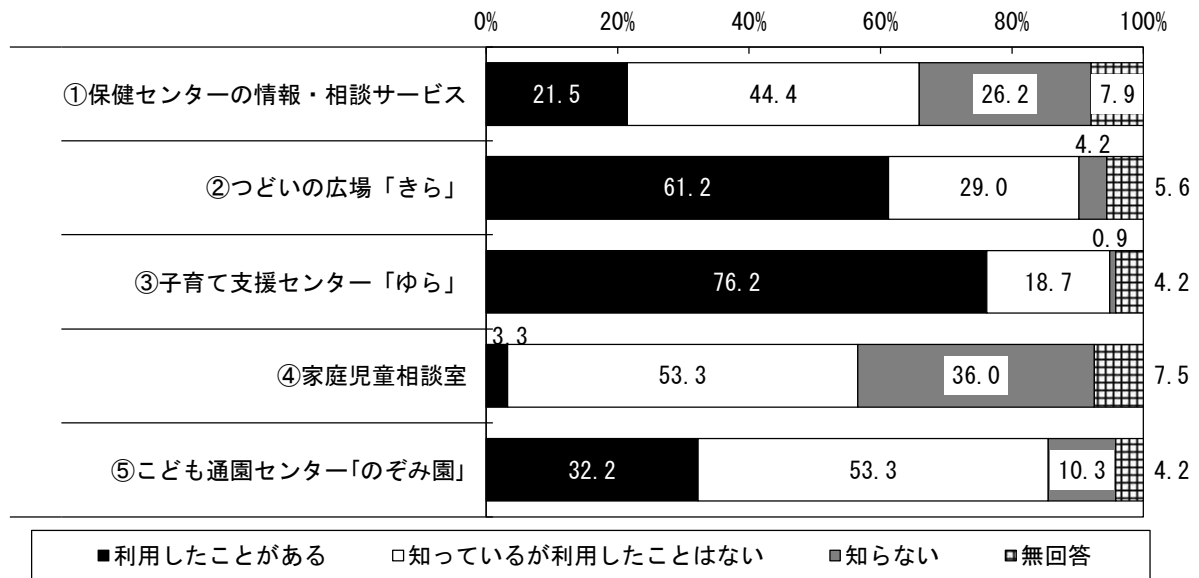
○利用日数は、「週5日程度（月20～24日）」の割合が38.9%と最も高く、次いで「週1日程度（月4～7日）」が9.5%、「週3日程度（月12～15日）」が8.4%、「週4日程度（月16～19日）」が7.4%の順となっています。



●子育てに関する事業やサービスの利用

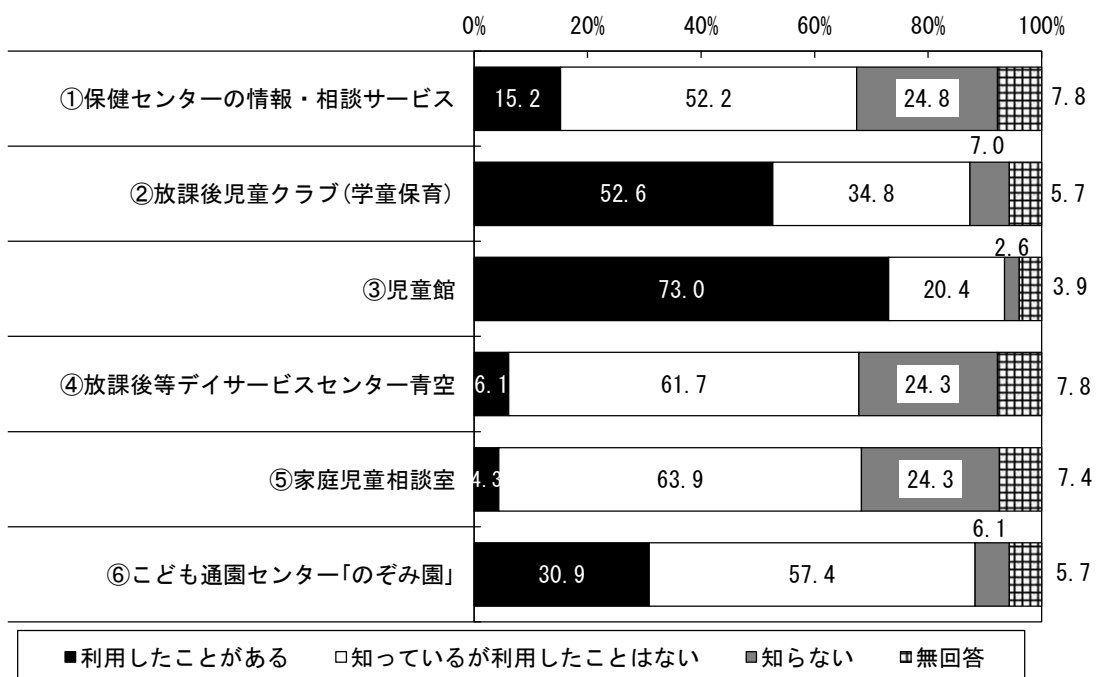
○就学前で「利用したことがある」の割合が高い事業やサービスは、『③子育て支援センター「ゆら」』が76.2%、『②つどいの広場「きら」』が61.2%となっています。

○一方、「知らない」の割合が高いのは、『④家庭児童相談室』が36.0%、『①保健センターの情報・相談サービス』が26.2%となっています。



○小学生で「利用したことがある」の割合が高いのは、『③児童館』が73.0%、『②放課後児童クラブ（学童保育）』が52.6%となっています。

○一方、「知らない」の割合が高いのは、『①保健センターの情報・相談サービス』が24.8%、『④放課後等デイサービスセンター青空』と『⑤家庭児童相談室』がともに24.3%となっています。



(9) 子育ての不安や悩み

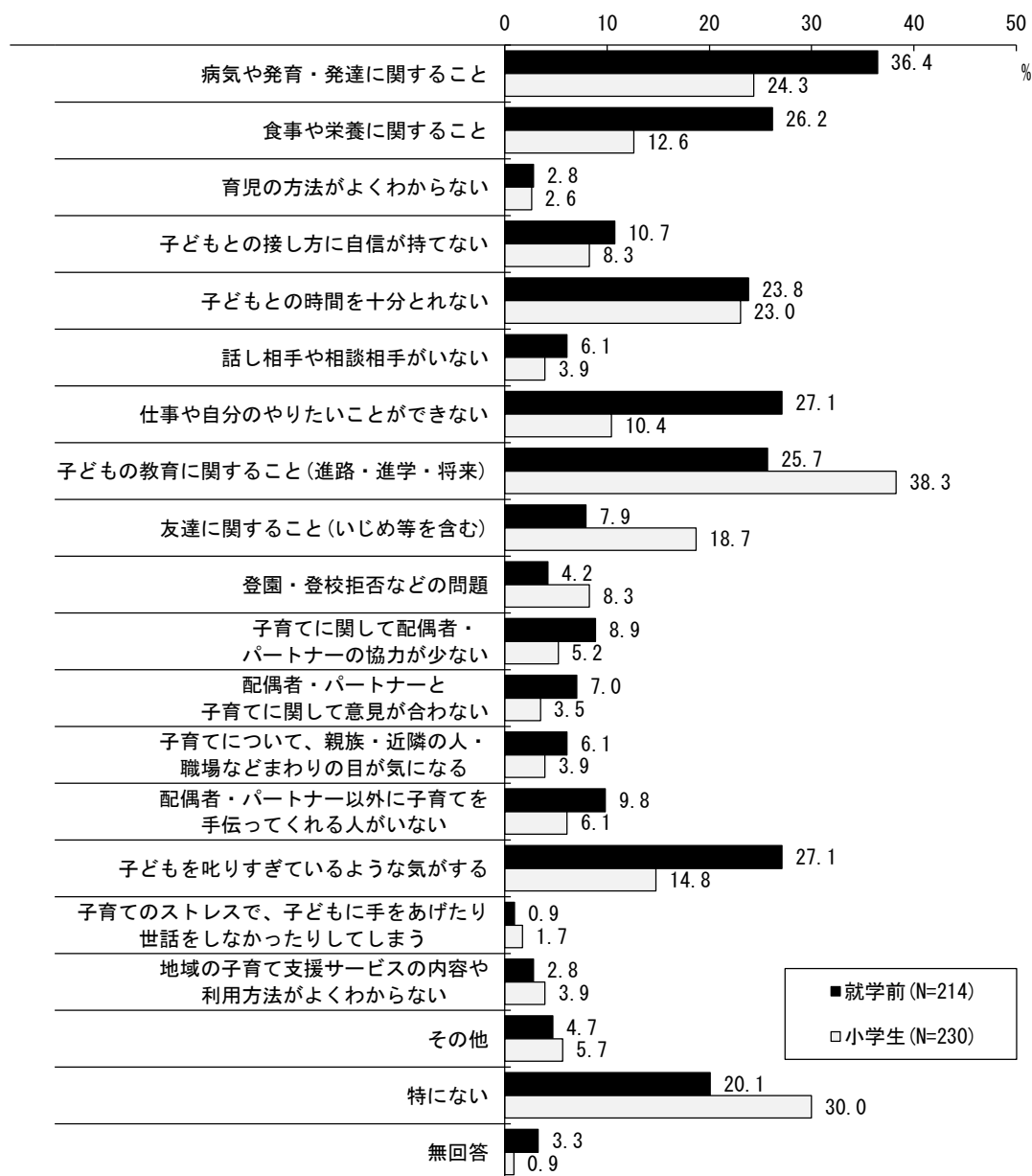
●子育てに関して悩んでいること気になること

○就学前では、「病気や発育・発達に関すること」の割合が36.4%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」と「子どもを叱りすぎているような気がする」がともに27.1%、「食事や栄養に関すること」が26.2%、「子どもの教育に関すること（進路・進学・将来）」が25.7%、「子どもとの時間を十分とれない」が23.8%の順となっています。

○一方、「特にない」の割合は、20.1%となっています。

○小学生では、「子どもの教育に関すること（進路・進学・将来）」の割合が38.3%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が24.3%、「子どもとの時間を十分とれない」が23.0%、「友達に関すること（いじめ等を含む）」が18.7%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が14.8%の順となっています。

○一方、「特にない」の割合は、30.0%となっています。

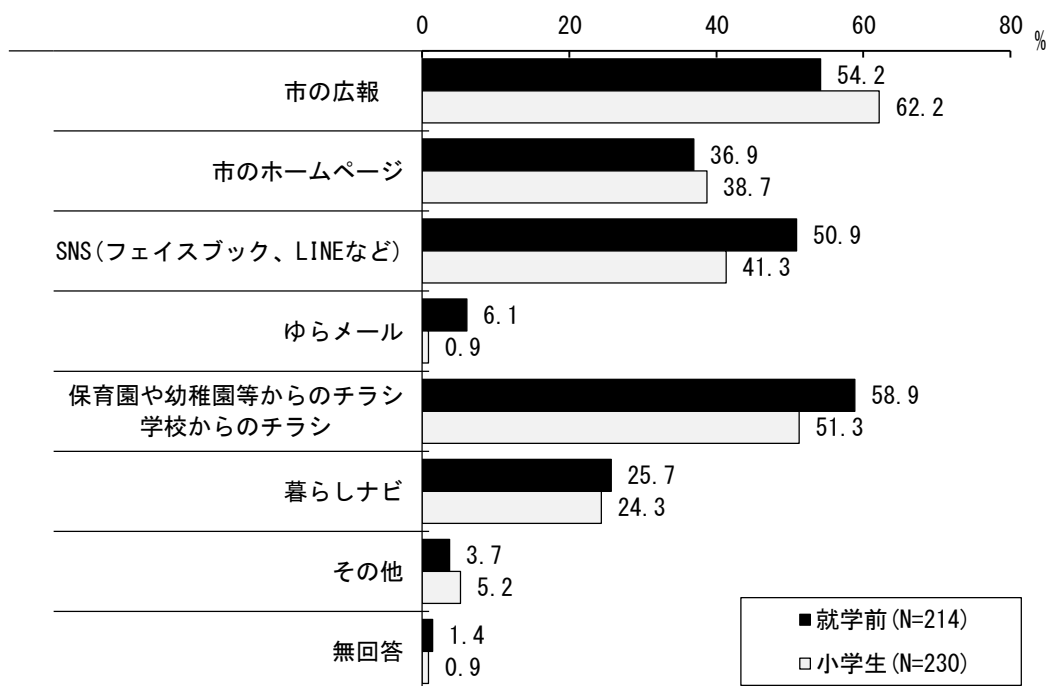


(10) 土別市の子育て施策について

●子育てに関する情報の受け取り方法

○就学前では、「保育園や幼稚園等からのチラシ」の割合が58.9%と最も高く、次いで「市の広報」が54.2%、「SNS（フェイスブック、LINEなど）」が50.9%の順になっています。

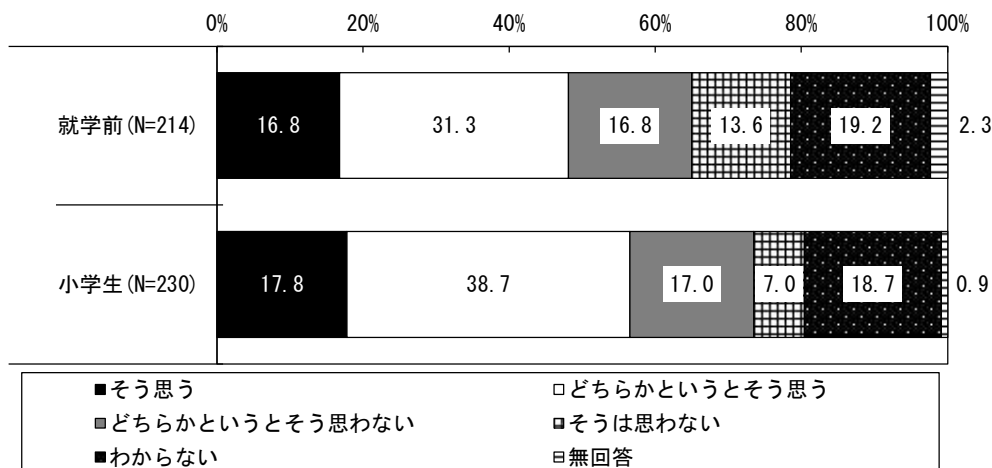
○小学生では、「市の広報」の割合が62.2%と最も高く、次いで「学校からのチラシ」が51.3%、「SNS（フェイスブック、LINEなど）」が41.3%の順となっています。



●市の子育てのしやすさ

○「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『思う』の割合は、就学前では48.1%、小学生では56.5%となっています。

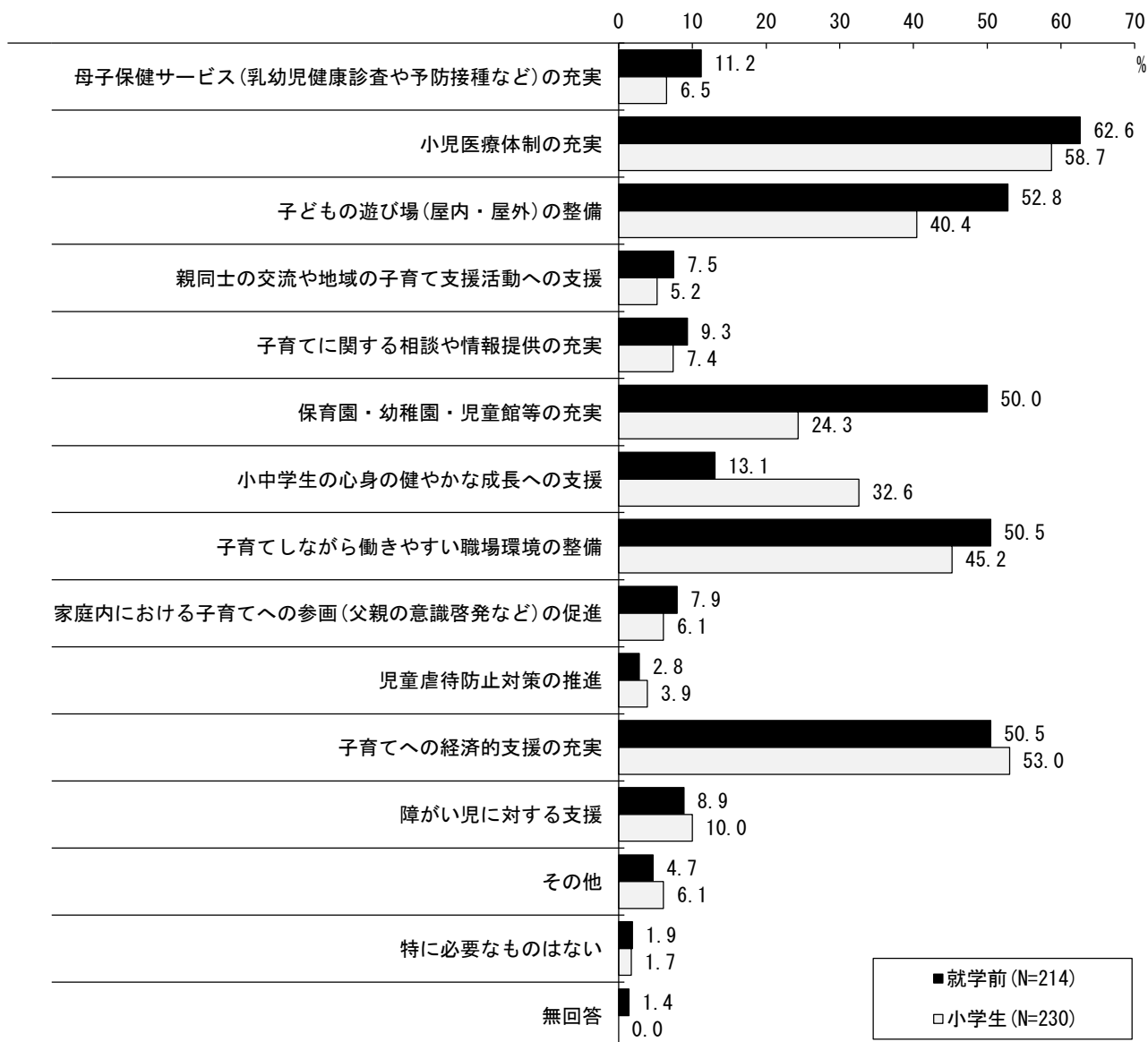
○一方、「どちらかというと思わない」と「そうは思わない」を合わせた『思わない』の割合は、就学前では30.4%、小学生では24.0%となっています。



●子育てをしやすいまちづくりにするために重要なこと

○就学前では、「小児医療体制の充実」の割合が62.6%と最も高く、次いで「子どもの遊び場（屋内・屋外）の整備」が52.8%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「子育てへの経済的支援の充実」がともに50.5%、「保育園・幼稚園・児童館等の充実」が50.0%の順となっています。

○小学生では、「小児医療体制の充実」の割合が58.7%と最も高く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が53.0%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が45.2%、「子どもの遊び場（屋内・屋外）の整備」が40.4%の順となっています。



資料2 土別市子ども・子育て会議条例

○土別市子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第39号

改正 平成31年2月20日条例第1号

改正 令和5年2月22日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、土別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査研究及び審議を行い、その促進等について答申し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任するものとする。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長選任以前の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会長は、会議の議長を務める。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(処務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年度において委嘱された委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成31年2月20日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料3 士別市子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	選出区分	所属機関等
1	吉井 正博	子育て支援団体	士別市子ども会育成連絡協議会
2	栗根 良子	子育て支援団体	子育てサポートむっくり
3	石山 孝恵	子育て支援団体	士別おやこ劇場
4	市村 奈奈美	子育て支援事業者	認定こども園カトリック士別幼稚園
5	迦西 佑子	子育て支援事業者	上士別保育園
6	及川 裕二	学識経験者	上士別中学校
7	藍口 廣子	学識経験者	士別市民生委員児童委員協議会
8	上北 麻奈美	保護者	障がいのある子どもたちの育ちを考える会 たんぽぽ
9	斉藤 貴郁	保護者	北星保育園保護者会
10	太田 壽一	保護者	上士別家保育園父母会
11	大岡 健太	保護者	認定こども園カトリック士別幼稚園父母会